

官報

号外

平成二十八年五月十九日

○第百九十回 衆議院會議録 第三十四号

平成二十八年五月十九日(木曜日)

議事日程 第二十三号

平成二十八年五月十九日

午後一時開議

- 第一 平成二十八年熊本地震災害関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)
- 第二 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)
- 第三 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律案(内閣委員長提出)
- 第四 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)
- 第五 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 平成二十八年熊本地震災害関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)
- 日程第二 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)
- 日程第三 国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律案(内閣委員長提出)

日程第四 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)
日程第五 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

○議長(大島理森君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第一 平成二十八年熊本地震災害関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、平成二十八年熊本地震災害関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案を議題といたします。

委員長(野田聖子君) 趣旨を許します。災害対策特別委員長野田聖子君。

平成二十八年熊本地震災害関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔野田聖子君登壇〕

○野田聖子君 たゞいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

平成二十八年熊本地震においては、四十九人の方が亡くなるなど甚大な被害が生じ、発災から一カ月以上経過した現在においても、多くの方が避難を強いられるなど生活が困難な状況にあります。また、被災者の中には、住居や事業所が損壊し、生活基盤に大きな打撃を受けた方が少なくありません。

被災者に対する経済的な支援等としては、被災者生活再建支援金などの公的な制度とあわせ、義援金も大きな役割を果たしています。義援金は、

寄附者が被災者を支援するために拠出したものであり、生活を再建するための資金として被災者みずからが使用することを期待されているものであります。

その義援金を、被災者に対する債権の強制的な取り立てとして差し押さえ等の対象にすることは、寄附者が義援金を拠出した趣旨に反するものであります。

本案は、平成二十八年熊本地震災害関連連義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、被災者等がみずから同義援金を使用することができるよう、熊本地震に関する義援金について、義援金の交付を受ける権利の差し押さえ等の禁止及び義援金として交付を受けた金銭の差し押さえの禁止をしようとするものであります。

なお、本案は、施行前に交付を受けるなどした平成二十八年熊本地震災害関連連義援金についても適用するものとしておりますが、施行前に確定した差し押さえ命令等に関しては、その効力を妨げないものとしております。

以上が、本法律案の提案の趣旨及びその内容であります。

本案は、昨十八日の災害対策特別委員会において、全会一致をもって成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

平成二十八年五月十九日 衆議院會議録第三十四号

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案 国外犯罪被害者等に対する法律案 児童福祉法等の一部を改正する法律案

二

○議長(大島理森君) 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第二 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。文部科学委員長谷川弥一君。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔谷川弥一君登壇〕

○谷川弥一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

本案は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会が終了するまでの間、おおむね一年に一回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取り組みの状況についての報告を国会に提出することともに、これを公表しなければならないものとするものであります。

本案は、昨十八日、文部科学委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(大島理森君) 日程第三及び第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第三 国外犯罪被害者等に対する法律案(内閣委員長提出)

日程第四 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、国外犯罪被害者等に対する法律案、日程第四、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。内閣委員長西村康稔君。

国外犯罪被害者等に対する法律案
特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔西村康稔君登壇〕

○西村康稔君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、国外犯罪被害者等に対する法律案について申し上げます。

本案は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族または障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害者等に対する法律案について必要な事項を定めるもので、国は、国外犯罪被害者があるときは、国外犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族に対して国外犯罪被害者等として二百万円を一時金として支給すること等を規定することとしております。

本案は、昨日の内閣委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

次に、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保するため、特定非営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間の短縮等を図るとともに、特定非営利活動法人における事業報告書等の備え置き期間を延長し、及び特定非営利活動法人に対して貸借対照表の公告を義務づける等の措置を講ずるものであります。

本案は、昨日の内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものでございます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも可決いたしました。

日程第五 児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第五、児童福祉法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長渡辺博道君。

児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔渡辺博道君登壇〕

○渡辺博道君 ただいま議題となりました児童福祉法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、第一に、全ての児童は、適切に養育され、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立等をひとしく保障される権利を有することを法律上明確にすること、第二に、妊娠期から子育て期までの切れ目ない

支援を行うよう、市町村は、母子健康包括支援センターの設置に努めること、

第三に、児童相談所に児童心理司等の専門職を置くとともに、弁護士は、児童や家庭への措置を行うこと、また、市町村は、児童や家庭への支援を行う拠点の整備に努めること、

第四に、養子縁組及び里親の相談支援を都道府県の業務に位置づけるとともに、就学中の二十二歳の年度末までの者を自立援助ホームの対象とすること

等であります。

本案は、去る五月十三日本委員会に付託され、昨日、塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行いました。

質疑を終局した後、民進党・無所属クラブより、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、国及び地方公共団体の責務に妊産婦を支援することを加えること、要支援児童等とされる者を把握したときにその情報を市町村に提供するよう努めなければならない者として、歯科医師を明記すること等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取しました。

次いで、原案及び修正案について討論、採決を行った結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

出席国務大臣

文部科学大臣	馳 浩君
厚生労働大臣	塩崎 恭久君
国務大臣	石原 伸晃君
国務大臣	遠藤 利明君
国務大臣	河野 太郎君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十七日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成二十八年年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十八年年度特別会計補正予算(特第1号)

(報告書及び文書受領)

一、去る十七日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

水循環基本法第十二条の規定に基づく「平成二十七年水循環施策」に関する報告

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成二十七年交通安全事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成二十八年度交通安全施策に関する計画」の報告

食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十七年食料・農業・農村の動向」に関する報告

食料・農業・農村基本法第十四条第二項の規定に基づく「平成二十八年度食料・農業・農村施策」についての文書

森林・林業基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十七年森林及び林業の動向」に関する報告

森林・林業基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十八年度森林及び林業施策」についての文書

水産基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十七年水産の動向」に関する報告

水産基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十八年度水産施策」についての文書

食育基本法第十五条の規定に基づく「平成二十七年食育推進施策」に関する報告

エネルギー政策基本法第十一条の規定に基づく「平成二十七年エネルギーに関する年次報告」(理事補欠選任)

一、昨十八日、財務金融委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 木内 孝胤君(理事木内孝胤君去る十日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

秋元 司君	補欠
井上 貴博君	大西 宏幸君
	坂本 哲志君

小池百合子君 工藤 彰三君

緒方林太郎君 山尾志桜里君

大串 博志君 岡田 克也君

階 猛君 後藤 祐一君

福島 伸亨君 大島 敦君

松野 頼久君 篠原 豪君

濱村 進君 江田 康幸君

赤嶺 政賢君 藤野 保史君

足立 康史君 丸山 穂高君

松浪 健太君 馬場 伸幸君

大西 宏幸君 勝沼 栄明君

工藤 彰三君 加藤 鮎子君

篠原 豪君 井坂 信彦君

藤野 保史君 田村 貴昭君

勝沼 栄明君 秋元 司君

坂本 哲志君 井上 貴博君

大島 敦君 福島 伸亨君

岡田 克也君 大串 博志君

後藤 祐一君 階 猛君

山尾志桜里君 緒方林太郎君

松浪 健太君 小池百合子君

加藤 鮎子君 松野 頼久君

濱村 進君 赤嶺 政賢君

足立 康史君

議院運営委員

補欠

根本 幸典君 青山 周平君

宮澤 博行君 佐々木 紀君

福島 伸亨君 本村賢太郎君

青山 周平君 根本 幸典君

佐々木 紀君 宮澤 博行君

本村賢太郎君 福島 伸亨君

一、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

池田 佳隆君	工藤 彰三君
石崎 徹君	八木 哲也君
岡下 昌平君	宗清 皇一君
木内 均君	務台 俊介君
ふくだ峰之君	秋本 真利君
松本 洋平君	大西 宏幸君
大串 博志君	吉田 宣弘君
江田 康幸君	伊東 信久君
河野 正美君	ふくだ峰之君
秋本 真利君	松本 洋平君
大西 宏幸君	池田 佳隆君
工藤 彰三君	木内 均君
務台 俊介君	岡下 昌平君
宗清 皇一君	石崎 徹君
八木 哲也君	大串 博志君
工藤 彰三君	江田 康幸君
池田 佳隆君	河野 正美君

外務委員

辞任

補欠

山井 和則君	緒方林太郎君
小田原 潔君	山田 賢司君
武井 俊輔君	勝沼 栄明君
細田 健一君	高橋ひなこ君
加藤 鮎子君	宮路 拓馬君
勝沼 栄明君	門 博文君
高橋ひなこ君	藤原 崇君
武村 展英君	辻 清人君
山田 賢司君	若狭 勝君
緒方林太郎君	山井 和則君
中根 康浩君	階 猛君

財務金融委員

辞任

補欠

勝俣 孝明君	福山 守君
助田 重義君	八木 哲也君
福山 守君	勝俣 孝明君
八木 哲也君	助田 重義君

文部科学委員

辞任

補欠

神山 佐市君	八木 哲也君
福井 照君	岩田 和親君
笠 浩史君	玉木雄一郎君
國重 徹君	角田 秀穂君
玉木雄一郎君	笠 浩史君
岩田 和親君	福井 照君

厚生労働委員

辞任

補欠

八木 哲也君	神山 佐市君
角田 秀穂君	國重 徹君
田畑 裕明君	岩田 和親君
堀内 詔子君	國場幸之助君
牧原 秀樹君	神山 佐市君
松本 純君	工藤 彰三君
郡 和子君	阿部 知子君
柚木 道義君	小熊 慎司君
國場幸之助君	堀井 学君
堀井 学君	宮川 典子君
宮川 典子君	八木 哲也君
阿部 知子君	郡 和子君
工藤 彰三君	牧原 秀樹君
松本 純君	堀内 詔子君
堀井 学君	柚木 道義君

国土交通委員

辞任

補欠

門 博文君	勝俣 孝明君
神山 洋介君	井坂 信彦君
穀田 恵二君	島山 和也君
勝俣 孝明君	門 博文君
井坂 信彦君	神山 洋介君
島山 和也君	穀田 恵二君

国家基本政策委員

辞任

補欠

二階 俊博君	伊藤 忠彦君
小沢 一郎君	玉城デニー君
伊藤 忠彦君	二階 俊博君
玉城デニー君	小沢 一郎君

議院運営委員

辞任

補欠

塩川 鉄也君	穀田 恵二君
穀田 恵二君	塩川 鉄也君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

笹川 博義君	勝沼 栄明君
中川 郁子君	宮澤 博行君
中根 一幸君	前川 恵君
岡本 充功君	小宮山泰子君
浮島 智子君	伊佐 進一君
河野 正美君	木下 智彦君
勝沼 栄明君	笹川 博義君
前川 恵君	中根 一幸君
宮澤 博行君	中川 郁子君
小宮山泰子君	岡本 充功君
伊佐 進一君	浮島 智子君
木下 智彦君	河野 正美君

(議案提出)

一、去る十七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案(山本ともひろ君外三名提出)

一、去る十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十七年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)

一、昨十八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)
国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律案(内閣委員長提出)
特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

(議案付託)

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号) 国土交通委員会 付託
一、昨十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案(参議院提出、参法第六号)
民法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

以上二件 法務委員会 付託

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案(山本ともひろ君外三名提出、衆法第四三三号)
財務金融委員会 付託

(議案送付)

一、去る十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
平成二十八年度一般会計補正予算(第一号)
平成二十八年年度特別会計補正予算(特第一号)

一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(野田佳彦君外九名提出)
災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(野田佳彦君外五名提出)

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(野田佳彦君外五名提出)
東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案(野田佳彦君外五名提出)
一、昨十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案(山本ともひろ君外三名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
平成二十八年度一般会計補正予算(第一号)
平成二十八年年度特別会計補正予算(特第一号)

(議案撤回)

一、去る十七日、議員からの申し出により次の議案は撤回された。
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(平野博文君外三名提出)
(議案撤回通知)

一、去る十七日、次の議案は同日提出者が撤回した旨参議院に通知した。
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案(平野博文君外三名提出)

(質問書提出)

一、去る十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
公文書等の管理に関する法律における「行政文書」の定義に関する質問主意書(進坂誠二君提出)
辺野古海上警備請負業務に関する質問主意書(仲里利信君提出)

一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
内閣官房参与の租税回避に関する質問主意書(初鹿明博君提出)
日本学生支援機構の奨学金の返還猶予に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

(答弁書受領)
一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員今井雅人君提出衆参同日選挙を実施する場合の執行経費に関する質問に対する答弁書

衆議院議員近藤昭一君提出米軍機オスプレイの配備に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子君提出一九九五年に大阪市東住吉区で起きた小六女児死亡火災事件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉川元君提出日本国民の日本国内発着便での搭乗拒否に関する質問に対する答弁書
衆議院議員初鹿明博君提出パナマ文書にNHKの関連会社があるのかどうかに関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出NHKの原発に関する報道のあり方に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則君提出ニッポン一億総活躍プランで取り組む保育・介護人材の確保の効果と実現可能性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出大学等における英語授業の外語化に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出「子どもの死因究明制度」の構築に関する質問に対する答弁書

平成二十八年四月二十八日提出
質問 第二一六〇号
衆参同日選挙を実施する場合の執行経費に関する質問主意書

提出者 今井 雅人
衆参同日選挙を実施する場合の執行経費に関する質問主意書

平成二十四年十二月十六日に執行された第四十六回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費の予算額は、七百二億九千六百一十四万四千円であった。また、平成二十八年に執行される第二十四回参議院議員通常選挙の執行経費については、平成二十八年一般会計予算において、五百三十四億七千七百六十四万四千円が計上されている事を基に、以下の点について質問する。

一 仮に、今後、衆議院が解散され、衆議院議員総選挙が、本年の参議院議員通常選挙と同日に執行されることとなったとした場合において、過去に行われた同日選挙の例を見ると、それぞれの選挙が別々に執行された場合との経費の合計に比べて、啓発費用等は節減されており、また、投票票に係る経費も共通することで減少が見込まれると考えるが、同日選挙に係る執行経費は、どの程度と見込まれるのか。
右質問する。

内閣衆議一九〇第二六〇号
平成二十八年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員今井雅人君提出衆参同日選挙を実施する場合の執行経費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員今井雅人君提出衆参同日選挙を実施する場合の執行経費に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「同日選挙に係る執行経費」については、御指摘の「啓発費用」及び「投票票に係る経費」も含め、衆議院議員総選挙が参議院議員通常選挙と同日に執行されることとなった場合に検討することとしており、現時点でお答えすることは困難である。

平成二十八年五月二日提出
質問 第二一六一号

米軍機オスプレイの配備に関する質問主意書
提出者 近藤 昭一

米軍機オスプレイの配備に関する質問主意書

二〇一二年四月のモロッコでのMV-22墜落事故、同年六月のフロリダでのCV-22墜落事故を受けて、オスプレイの安全性への「懸念や不安が広がった」ことを、防衛省と外務省は認めている（MV-22オスプレイの沖縄配備について（二〇一二年九月十九日））。そこで、モロッコ及びフロリダにおけるMV-22及びCV-22墜落事故に関する米側報告書入手し、「我が国

独自の手法により」検証するなどオスプレイの安全性に関する検討を行ったとしている。

これらの検討によつて、オスプレイの機体自体の安全性は政府として確認できたとしているが、その後も、二〇一四年十月のペルシア湾での着水死亡事故、二〇一五年五月のハワイ、オアフ島での墜落死亡事故、二〇一五年十二月のサンディエゴ沖での着艦失敗事故など、オスプレイは重大事故を繰り返しており、防衛省及び外務省の検討の妥当性には深刻な問題があること、そして、オスプレイの機体の安全性自体に問題があることを示唆している。

日本政府は、当然、これら近年の重大事故についても米側の事故報告書及び関連資料を入手するなど情報収集を行い、機体の安全性について再検討を行うべきであるし、行っているものと考えられる。そこで、次の事項についてお尋ねする。

一 MV-22及びCV-22オスプレイについて、クラスAの重大事故のリストを明らかにし、その中で、日本政府として事故報告書を全文保有しているものを示していただきたい。防衛省のホームページには、二〇一二年のモロッコとフロリダ事故報告書だけが掲載されているが、これがすべてということか。仮にそうであれば、クラスAのすべての事故報告書を手入れし、政府として分析すべきと考えるがいかがか。

二 二〇一四年十月ペルシア湾での事故、二〇一五年五月のハワイ、オアフ島での事故、二〇一五年十二月のサンディエゴ沖での事故それぞれについて、事故報告書及び関連資料を防衛省のホームページに掲載すべきと考えるがいかがか。

三 MV-22及びCV-22の最新の事故率及び、これまでの事故率の数値の変化についてお示しいただきたい。

四 二〇一四年十月ペルシア湾での事故では出力が二十％低下したこと、及び二〇一五年五月ハワイ、オアフ島での事故ではエンジンが片方停止したことと墜落している。防衛省の説明では片方のエンジンが停止しても航行は継続できるのでオートローテーション機能がなくても安全だというものであるが、あらためてオートローテーション機能がオスプレイに備えられているのか、あるいは備えられていなくても安全に航行できるのか、政府の見解を明らかにしていただきたい。

五 二〇一二年に発生したモロッコとフロリダの事故報告書を見る限り、事故発生時におけるマニュアル操作とコンピューター制御による自動操縦の関連性について、パイロットがいかなる心理状態にあったかという記述が皆無である。この点の分析が重要であると考えるが、この点に関する日本政府の考えをお示しいただきたい。

六 米特殊作戦コマンド(SOCOM)の二〇一七会計年度の予算要求案(二〇一六年二月)の中には、「CV-22の横田飛行場配備に関する環境レビュー」(以下「横田環境レビュー」)でフェーズⅡ(横田環境レビュー二十一頁の表二一二)とした事業の一部であるCV-22用のエプロン、格納庫、倉庫、シミュレータ施設の新設予算が含まれている。この事実からは、米側にとって、接受国通報を行ったCV-22横田配備計画は、既定の方針であり、決まったことを遂行しているだけという認識があるので

はないかと考えられるが、この点を日本政府としては承知しているのか。また、このようなあり方をいかに考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

七 接受国通報とは、政治的にいかなる意味と効力を有しているのか。その定義を示していただきたい。

八 接受国通報がなされた段階とは、いかなることで決まり、何が決まっていらないのか。過去に、接受国通報に対し、日本政府として、通報された計画を拒否したり、意見を述べ計画の変更を求めるなどの対応をしたことはあるのかを明らかにされたい。

九 横田環境レビューには、六つの訓練区域における訓練内容が含まれていないばかりか、CV-22の低空飛行訓練や夜間訓練に関する記述は一切ない。しかし、二〇一五年五月の中谷元防衛大臣の記者会見において、低空飛行訓練、夜間飛行訓練を行うと防衛大臣は述べていた。政府として、六つの訓練区域における訓練内容を明らかにしていただきたい。また訓練による住民の安全や健康への影響、環境への影響について、いかに評価されるのかを明らかにしていただきたい。

一〇 低空飛行訓練の実施を防衛大臣が言及されたことで、CV-22が、「MV-22の普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境レビュー」で示された六つの低空飛行訓練ルートを含め、現在、戦闘機などが低空飛行訓練を行っている七本の低空飛行訓練ルート、及びHエリア、エリア五六七での低空飛行訓練が実施される公算が強く、これは極めて重大な問題である。これらのルート下の全自治体及び住民に説明をするべきであるが、いかがか。

一 横田基地配備のCV-22について、横田基地及び横田基地周辺においてどのような訓練(夜間飛行訓練、低空飛行訓練、タッチアンドゴー訓練、ローパスを伴う訓練、旋回飛行訓練、パラシュートによる人員降下訓練や物資投下訓練など)が行われるのか具体的に明らかにされたい。また、訓練の実施にあたっては事前に基地周辺自治体に情報もたらされるのかどうか示していただきたい。

二 横田基地配備のCV-22について、横田環境レビューにあげられていた各訓練場周辺およびそこに至るまでのルートにおいて、具体的にどのような訓練が行われるのか明らかにされたい。また、訓練の実施にあたっては事前に関係する自治体に情報もたらされるのかどうか示していただきたい。

三 防衛省は、「CV-22オスプレイについて(二〇一五年五月)で、CV-22の騒音は現在の横田基地配備機種の大半を占めるC-130輸送機やUH-1ヘリコプターとほぼ同レベルだと述べて、横田基地配備後もうるささは変わらないと主張しているが、うるささ指数は音の大きさだけでなく頻度も関係する。配備機数が増えれば騒音被害は増大すると思われる。横田基地にCV-22が十機配備された場合の騒音はどうなるか、予測値を示していただきたい。

四 低周波音について、横田環境レビューには「沖縄防衛局を通じて、日本国政府は、(中略)MV-22(中略)による低周波音(中略)も具体的に測定している(同書、四十四頁)とある。沖縄防衛局が行っているというMV-22の低周波音の測定について防衛省に尋ねたところ、「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影

響評価書」にその資料が掲載されていると答えだが、同影響評価書にあるMV-22のデータは、米国ノースカロライナ州アトランティックにおけるものとそれを基にした予測値である。沖縄防衛局で測定したMV-22の低周波音のデータをあらためて示すこと。

また、横田環境レビューの四十四頁に掲載されている「沖縄防衛局作成の低周波音影響の関値」と称する図の出典は、「DON(米海軍省)作成の『Final Environmental Review for Basing MV-22 Aircraft at MCAS Futenma and Operating in Japan』(二〇一二年)であり、沖縄防衛局作成の資料ではない。どうしてもそのような間違った記述がなされているのか、理由を明らかにされたい。

五 米軍による訓練が住民に被害を与えているのがこれまでの各基地周辺の実態であるが、オスプレイの訓練においてこのような被害が訴えられた場合、防衛省は調査し、米軍に対して何らかの是正を求めることができるのかを明らかにされたい。

六 CV-22の横田基地配備について、政府として基地周辺自治体に対し説明を行ったが、今後も説明を行うのか。説明に使用する資料を示した上で、対象とする自治体とスケジュールを明らかにされたい。

七 陸上自衛隊木更津駐屯地でオスプレイの定期機体整備を行う計画があるが、その機体はどのようにして木更津駐屯地に搬入されるのか明らかにされたい。

八 木更津駐屯地で定期機体整備を行うオスプレイの飛来に伴い、木更津駐屯地所属の自衛隊

機の運用を含めての安全確保が求められるところだが、東京湾上空は横田空域、東京進入管制区、成田進入管制区など複雑な航空管制となっている。木更津駐屯地を起点とする自衛隊機の航行について、民間機の航行と空域の区別がどのようになされているのか示していただきたい。また、木更津駐屯地に搬入されるオスプレイについて、民間機との空域の区別がどのようになされているのか明らかにされたい。

九 木更津駐屯地を起点とする自衛隊機の航行が、羽田空港および成田空港の管制下に入る場合はあるか。ある場合、それはどれほどの頻度か明らかにされたい。

二〇 木更津基地でオスプレイのテスト飛行をする際も、二〇一二年の日米合同委員会での合意は遵守されるものと考えてよいのか。その場合、基地外でモード転換をすることが常態化すると考えられるが、このことは日米合意違反にはならないのか、政府の見解をお示しいただきたい。

二一 木更津駐屯地で決められた場周経路の飛行高度は西側で九百フィート、東側で千四百フィートだが、これを守った場合、緊急時に基地外から着陸を試みようとしても滑走路に到達できない場合があるが、この場合の対策について明らかにされたい。

二二 陸上自衛隊が購入するオスプレイの配備先について、木更津駐屯地を検討しているという報道があつたが、現時点で検討している配備先及び時期などの計画について明らかにしていただきたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第二六一号
平成二十八年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員近藤昭一君提出米軍機オスプレイの配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員近藤昭一君提出米軍機オスプレイの配備に関する質問に対する答弁書
一、二及び五について

日本国外で起こった米軍機の事故全般については、米政府が公表しているとおりであり、政府としてお答えする立場にないが、これまでに垂直離着陸機MV-22オスプレイ(以下「MV-22」という。)及び垂直離着陸機CV-22オスプレイ(以下「CV-22」という。)のクラスAの飛行事故が発生した際には米政府に対し情報提供を要請してきており、平成二十四年四月にモロッコで発生したMV-22の事故及び同年六月に米国フロリダ州で発生したCV-22の事故に係る事故報告書については、米政府において必要な編集を行った上で提供を受け、防衛省のホームページ等において公表したところである。

お尋ねの「マニュアル操作とコンピュータ制御による自動操縦の関連性について、パイロットがいかなる心理状態にあつたか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、MV-22については、そもそも、平成十七年に米政府がその安全性・信頼性を確認した上で、量産が開始されたものであり、また、平成二十四年四月にモロッコで発生したMV-22の事故及

び同年六月に米国フロリダ州で発生したCV二二の事故の各調査結果の分析評価や同年九月十九日の「日本国における新たな航空機(MV二二)に関する日米合同委員会合意」(以下「合同委員会合意」という。)等を総合的に勘案し、我が国におけるMV二二の運用について、その安全性を確認している。

また、平成二十六年に我が国も垂直離着陸機V二二オスプレイ(以下「V二二」という。)を導入することを決定したが、その検討過程において、各種技術情報を収集・分析し、V二二が安全な機体であることを改めて確認している。なお、MV二二の普天間飛行場への配備以降、国内におけるMV二二の訓練等の機会も増加しているが、これまで国内において安全に運用されてきている。

さらに、政府としては、CV二二がMV二二と同じ推進システムを有し、構造は基本的に共通していると承知しており、また、米国政府がCV二二の我が国における運用に際してMV二二の運用と同様に安全を徹底することも確認しており、我が国におけるCV二二の運用の安全性は、MV二二と同様に確保されるものと考えている。

三について

政府として把握しているMV二二の十万飛行時間当たりのクラスAの飛行事故の件数としての事故率は、平成二十四年四月時点で一・九三、同年九月末時点で一・六五、平成二十五年九月末時点で二・六一、平成二十六年九月末時点で二・一一、平成二十七年九月末時点で二・六四である。

また、CV二二の十万飛行時間当たりのクラスAの飛行事故の件数としての事故率について

は、米国政府から十万飛行時間に達しない段階で有意な事故率を算出することは困難である旨説明を受けているところ、CV二二は総飛行時間が十万飛行時間にはるかに達していないことから、お答えすることは差し控えたい。

四について

御指摘の事故について、オートローテーションに係る機能の有無が事故の原因と関係があるとは承知していないが、いずれにせよ、米国政府からは、MV二二は、オートローテーションに係る機能を有し、実機による試験も行われてきており、オートローテーションによる飛行により着陸する手順が確立されているとの説明を受けており、また、陸上自衛隊のV二二の導入を決定した機種選定の際にも、各種技術情報を収集し、V二二がオートローテーションに係る機能を有することを確認している。なお、MV二二は、片方のエンジンが停止しても、もう一方のエンジンのみで両翼のローターを回転させ、飛行を継続できる設計となっている。

六について

米国政府内での個別の予算要求の背景にある考え方の一々について、政府としてお答えする立場にない。いずれにせよ、米国政府から、CV二二の配備先については、CV二二の任務を踏まえた上で、運用上や訓練上のニーズ、機体整備のための施設が活用できること、十機のCV二二やその要員を受け入れるための地積を有していることなど、様々な点を総合的に勘案した結果、横田飛行場を選定したとの説明を受けているところである。

七及び八について

御指摘の「接受国通報」の用語は、様々な意味

を有するものと承知しているが、お尋ねの「接受国通報」とは、一般に、米軍が、米国外における機材・機種・艦種の変更に当たって、自主的に接受国に対して行う事前通報をいい、「接受国通報」に係る米国政府内での検討・調整の具体的内容について、政府としてお答えする立場にない。また、お尋ねの「接受国通報」を含む在日米軍に関する事項については、日頃から米国政府と緊密に意見交換を行っているところであるが、意見交換の具体的な内容については、米国政府との関係もあり、お答えすることは差し控えたい。

九について

米国政府が作成したCV二二の横田飛行場配備に関する環境レビュー(以下「環境レビュー」という。)に記述のある「六つの訓練区域」のうち、我が国に所在する訓練区域での訓練内容について米国政府に確認したところ、東富士演習場においては、離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、空対地射撃訓練及び夜間飛行訓練を、ホテル地区においては、飛行訓練及び夜間飛行訓練を、三沢対地射撃訓練場においては、空対地射撃訓練、物料投下訓練及び夜間飛行訓練を、沖繩の訓練場においては、離着陸訓練、空対地射撃訓練及び夜間飛行訓練を、それぞれ行う旨説明を受けている。

また、環境レビューにおいては、CV二二が配備される同飛行場及び周辺地域を含め、運用が想定される地域を対象として、空域、騒音、大気質、安全性等の評価項目について現状を把握した上で、影響を予測するとともに、環境への影響を最小限にとどめるための措置について検討が行われ、その結果、地域住民や周辺環境

に対して著しい悪影響はないとの評価がなされていると承知している。

一〇から一二までについて

米軍の飛行訓練については、米軍が、飛行訓練の目的達成、飛行の安全確保、住民への影響抑制等の必要性を安定的に満たすとの観点から、一定の飛行経路を念頭に置いて行われていると承知しているが、その詳細については承知していない。

政府としては、環境レビューについて、環境レビューの対象とされた米軍施設等が所在する地方公共団体のほか、その他の地方公共団体に對しても、その御要望等を踏まえ、説明を行ってきたところであり、引き続き、適切に対応してまいりたい。

横田飛行場周辺におけるCV二二の訓練については、離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、編隊飛行訓練及び夜間飛行訓練を行うことを想定している旨、米国政府から説明を受けているが、これ以上の説明は受けておらず、具体的にお答えすることは困難である。

また、訓練の実施に当たり、米国政府から情報が得られた場合には、速やかに関係地方公共団体等に伝達する考えである。

一三について

CV二二の騒音については、現在、横田飛行場に配備されている航空機と比較すると、C一二の騒音よりは大きいものの、多数を占めるC一三〇やUH一〇の騒音とはほぼ同程度であることから、同飛行場周辺における騒音に著しい影響はない旨、米国政府から説明を受けている。また、環境レビューによれば、同飛行場周辺の騒音を受ける複数の代表的な地点における騒

音暴露レベルの予測値は、例えば、農協瑞穂店地点で、現状の最大値百二十デシベルのところ、CV二二配備後も最大値百二十デシベルであり、現況から変化しないとされていると承知している。

一四について

MV二二の飛行等により発生する低周波音については、平成二十四年十二月十八日に沖縄県知事に送付し、同月二十七日から公告し、縦覧に供し、現在防衛省沖縄防衛局のホームページにおいて公表している「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書」六―五―二十一ページから六―五―二十三ページまでに示された図に、防衛省が米国で行った計測の結果を掲載しているところである。

また、環境レビューは、米国政府が作成したものであり、図の出版を含め、その記載理由について、政府としてお答えすることは困難である。

一五について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたいが、防衛省としては、引き続き、米国政府に対し、米軍機の飛行に際し、安全を確保するとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めていく考えである。

一六について

政府としては、CV二二の横田飛行場への配備について、平成二十七年五月十二日以降、同飛行場周辺の地方公共団体をはじめ、環境レビューにおいて運用が想定されている地方公共団体等に対し、CV二二についての資料を使用し、説明や情報提供を行ってきたところであり、引き続き、地方公共団体等からの御要望を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

一七について

木更津駐屯地において定期機体整備を行う米軍のMV二二は、米海兵隊による飛行によって同駐屯地に搬入される予定である。

一八について

お尋ねの「民間機の航行と空域の区別」の意味するところが必ずしも明らかではないが、木更津駐屯地所属の航空機の安全には十分配慮した上で、民間航空機への影響を局限できるような高度により航行している。

お尋ねの同駐屯地に定期機体整備で搬入されるMV二二及びV二二については、いまだ搬入が開始されていないため、現時点において申し上げることは困難であるが、航空機の安全には十分配慮した上で、民間航空機への影響を局限できるような高度により航行することとなる。

一九について

お尋ねの「管制下に入る場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、木更津駐屯地に所属する航空機が通常行う航行において東京国際空港及び成田国際空港に指定された航空交通管制圏に入ることはない。

二〇について

合同委員会合意については、木更津駐屯地の定期機体整備後に行う試験飛行も含め、我が国における米軍のMV二二の飛行運用に適用されるものである。

当該合同委員会合意においては、運用上必要な場合を除き、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードでの飛行時間をできる限り限定するとされているところ、同駐屯地での試験飛行におけるモードの転換は、米軍の運用上必要な場合に該当するものと認識している。なお、当該試験

飛行については、海上等、なるべく人家の少ない区域の上空において実施するよう米軍と調整を進めているところである。

二一について

お尋ねの「緊急時に基地外から着陸を試みようとしても滑走路に到達できない場合がある」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般的に、航空機の危険が生じた場合、機長は危険の防止に必要な手段を尽くすこととなる。

二二について

防衛省では、佐賀空港に隣接する土地を陸上自衛隊に導入するV二二等の配備のための最適な候補地として選定し、現在、V二二が納入される時期に合わせて、当該候補地における約三十ヘクタールの施設整備等を念頭に置いた具体的な検討を進めているところである。

平成二十八年五月六日提出
質問 第二六二号

一九九五年に大阪市東住吉区で起きた小六女児死亡火災事件に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

一九九五年に大阪市東住吉区で起きた小六女児死亡火災事件に関する質問主意書

本年五月二日、一九九五年（平成七年）七月に起きた大阪市東住吉区の小六女児死亡火災で、殺人罪などで無期懲役が確定した女児の母親の青木恵子さんの再審初公判が大阪地裁（西野吾一裁判長）で開かれた。検察側は冒頭陳述で、「有罪の主張はしない。裁判所にしかるべき判断を求め」と述べている。青木さんの弁護側は検察側に対し、「無罪論告をして謝罪すべきだ。それが冤罪を防

ぐ第一歩になる」と訴えた。八月上旬に無罪判決が言い渡される見通しだと各種報道がなされている。

右を踏まえ、質問する。

一 冤罪の定義について答えられたい。

二 検察側は再審初公判で有罪の主張はしないと述べているが、無罪や謝罪への言及は避けている。右事件は冤罪であることがはっきりしており、検察は自分たちの間違いを真摯に受け止め反省し、無罪の論告をして謝罪をするべきと考えるが、法務省の考え如何。

三 当時、起訴した検察官の氏名を明らかにされたい。

四 当時、起訴した検察官は、現在も検察官として職務に就いているか。また検察官として職務に就いているのであれば、現在どのような役職にあるのか答えられたい。

五 当時、起訴した検察官が現在も検察官として職務に就いているのであれば、起訴した検察官に対し、何らかの処分を下す考えはあるか答えられたい。

六 罪のない人を二十年間も拘束し、かけがえない時間を奪った責任、人生を狂わせた責任をとるのは当然のことである。法務大臣として今回の右事件について検察にどのような責任をとらせるのか答えられたい。

七 大阪地検特捜部主任検事証拠改ざんに端を発したいわゆる村木事件により、検察改革が行われたが、今回の冒頭陳述で、反省も謝罪もなく生かされていない。法務大臣は検察改革が現に行われているか、また行われてきたか端的に答えられたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第二六二号

平成二十八年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出一九九五年に大阪市東住吉区で起きた小六女児死亡火災事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出一九九五年に大阪市東住吉区で起きた小六女児死亡火災事件に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「冤罪」については、法令上の用語ではなく、政府として、「冤罪」の定義について特定の見解を有しているものではない。

二及び六について

現在再審公判係属中の刑事事件に関わる事柄については、お答えすることを差し控えたい。

三及び四について

御指摘の検察官は現在在職しているが、個別具体的な事件の捜査を担当した検察官について、その氏名及び役職を明らかにすることは、今後の捜査活動に支障をもたらすおそれがあり、お答えすることを差し控えたい。

五について

御指摘の事件において捜査を担当した検察官については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十二条第一項に規定する懲戒処分に応ずる事由はなかったと認められ、当該検察官について処分をするなどの必要はないものと考えている。

七について

法務省及び検察当局においては、検察の再生及び国民の信頼回復のための多岐にわたる改革に取り組んできたところである。

平成二十八年五月九日提出
質問 第一一六 三号

日本国民の日本国内発着便での搭乗拒否に関する質問主意書

提出者 吉川 元

日本国民の日本国内発着便での搭乗拒否に関する質問主意書

日本国民であるA氏が平成二十五年、大韓航空機の搭乗申し込みをして渡航手続きを整え、航空券を受領した後、五月に福岡空港にて搭乗手続きをしたところ、搭乗を拒否された。搭乗拒否理由は、福岡空港にてA氏が、パスポート提示を行った際、その氏名が米国政府機関作成に係るテロ対策のための「No Fly List」（以下、本件リスト）に掲載されていることが判明したことによるものとされる。

本件リストは、米国運輸保安局が作成したものとされるが、何故に日本人が掲載されることになったのか、甚だ疑問である。日本政府は、「日本国民である本旅客の所持人を通路故障なく旅行させ、かつ、同人に必要な保護扶助を与えられるよう、関係の諸官に要請する」としてパスポートを発行している通り、日本国民の渡航の自由を保障している。にもかかわらず、日本政府が発行するパスポートを所持している日本国民に対し、米国への発着便にとどまらず、米国以外への発着便の航空機への搭乗が拒否される事態が発生しているとするれば、日本国民の海外渡航の自由を保障する憲法の精神、即ち人権保障に抵触するものと考えられる。

よって、以下質問する。

一 日本政府（国土交通省）は、本件リストの存在

と日本国内の空港を発着する航空会社のうち、本件リストを参照して、その搭乗を判断している航空会社があることは承知しているか。

二 承知しているとするれば、また承知していないとしても調査のうえ、平成二十五年一月一日以降、平成二十七年十二月三十一日までの三年間に、日本政府がパスポートを発行しているにもかかわらず、日本国民が、①米国発着便への搭乗を拒否された事例、②米国以外の国発着便への搭乗を拒否された事例があるか否か。ある場合には、①②のそれぞれのケースにおける件数はいかなるものか。

三 米国以外の国発着便への搭乗を拒否された事例があるとするれば、本件リストが米国政府機関によって米国便の搭乗についての適用の為に作成されていることからすると、そもそも米国以外の国への発着便に適用するべきでなく、航空会社が安易に参照することは、日本国民の海外渡航の自由を著しく制限する結果を招き、相当地でないと思料するので、日本政府（国土交通省）は、航空会社に対し、本件リストの適切な運用をするよう行政指導すべきと考えるが、今後、如何に対処されるか。

右質問する。

内閣衆質一九〇第二六三号

平成二十八年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員吉川元君提出日本国民の日本国内発着便での搭乗拒否に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉川元君提出日本国民の日本国内発着便での搭乗拒否に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの点については承知している。

二について

御指摘の調査については、外国法人を含めた日本国内において国際航空運送事業（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業をいう。）を営営する全ての者から、それぞれの事業者が講じている保安対策の具体的な内容を明らかにすることについての協力を得ることが困難であり、また、それぞれの事業者の作業も膨大となることから、当該調査を行うことは困難であるが、御指摘の株式会社大韓航空からは、御指摘の三年間において、日本国旅客を所持しているものの、御指摘のリストに掲載されていることを理由に搭乗を拒否した事例が、我が国を出発し米国に到着する便では存在せず、我が国を出発し米国以外の国に到着する便では一件あると聞いている。

三について

当該事例における搭乗拒否について、現在訴訟が係属中であると承知しており、お尋ねの点についてお答えすることは差し控えたい。

平成二十八年五月九日提出
質問 第一一六 四号

パナマ文書にNHKの関連会社があるのかどうかに関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

パナマ文書にNHKの関連会社があるのかどうかに関する質問主意書

流出したパナマ文書のリストに、パナマ所在の法人として「MHK GLOBAL INC.」という企業が含まれており、この企業と資本関係や取引関係があるのかという報道機関からの問い合わせに対して、NHKの広報担当者は「NHK及び関連団体と関係はない」と説明したと報じられています。

一 政府はこのことを承知していますか。

二 政府は、パナマを含め、イギリス領バージン諸島、イギリス領ケイマン諸島等の租税回避地と言われる地域に、NHKが関連会社を持っているのかどうかを調査し、公表すべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

内閣衆質一九〇第二六四号
平成二十八年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出パナマ文書にNHKの関連会社があるのかどうかに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出パナマ文書にNHKの関連会社があるのかどうかに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道があったことは承知している。

二について
日本放送協会（以下「協会」という。）は、放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第三十条の規定により、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第七十二条第一項に

規定する業務報告書に子会社、関連会社及び関連公益法人等の名称、住所等を記載している。また、協会は、同条第三項の規定により、当該業務報告書を一般の閲覧に供している。

平成二十八年五月九日提出
質問 第一六五号

NHKの原発に関する報道のあり方に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

NHKの原発に関する報道のあり方に関する質問主意書

NHKが熊本地震への対応を協議するために開いた災害対策本部会議で、本部長の初井勝人会長が、「原発については、住民の不安をいたずらにかき立てないよう、公式発表をベースに伝えてほしい」と指示を出したと報じられている。

上記報道に関して、以下、政府に質問する。

一 この報道の通り、初井勝人会長から、原発について公式発表のみ伝えるよう指示が出ているのか。

二 政府関係者から初井会長に、上記のような指示を出すように求めたことはあるのか。

三 このような指示が出されているとすると、NHKは政府の公報機関に過ぎなくなり、報道機関としての役割を放棄したと考えるが、政府の見解を伺う。

四 NHKは、会長から如何なる指示が出されようとして報道機関としての自主自立を貫き、取材によって得た事実を忠実に報道すべきだと考えるが、政府の見解を伺う。

内閣衆質一九〇第二六五号
平成二十八年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出NHKの原発に関する報道のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出NHKの原発に関する報道のあり方に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては承知していない。

二について

政府として、初井会長に対して御指摘のような指示を出すよう求めたことはない。

三及び四について

放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであり、お尋ねの日本放送協会（以下「協会」という。）の報道の在り方についても、協会において自律的に判断されるべきものと考えます。

平成二十八年五月九日提出
質問 第二六六号

ニッポン一億総活躍プランで取り組む保育・介護人材の確保の効果と実現可能性に関する質問主意書

提出者 山井 和則

ニッポン一億総活躍プランで取り組む保育・介護人材の確保の効果と実現可能性に関する質問主意書

安倍総理は、四月二十六日に開催された第七回

一億総活躍国民会議の中で、「保育・介護人材の確保のためには、ニッポン一億総活躍プランにおいて総合的な対策を取りまとめることが必要」と発言し、「第一に処遇改善、第二に多様な人材の育成・高齢者等の活用、第三に生産性の向上を通じて労働負担の軽減、やりがいを持って安心・快適に働ける環境の整備といった点について、財源を確保しつつ、二〇一七年度から実行」として、保育士の処遇改善については、新たに二パーセント相当の処遇改善を行うこと、キャリアアップの仕組みを構築し、保育士としての技能・経験を積んだ職員について、競合他産業との賃金差がなくなるような処遇改善を行うこととしています。また、介護人材の処遇改善については、キャリアアップの仕組みを構築し、競合他産業との賃金差がなくなるよう処遇改善を行うこととしています。

この点に関し、以下、質問します。

一 保育士の二パーセントの処遇改善について、安定財源がもし確保できなければ、実現しない可能性もあり得ますか。

二 第七回一億総活躍国民会議開催にあたっての、事前もしくは事後の記者への説明、公表の際に、保育士の平均賃金の水準について、女性労働者の平均賃金と比較して説明されましたが、このような説明は、不適切だと考えませんか。撤回する気はないですか。

三 賃上げが、月額で数万円となる保育士は、保育士のおよそ何パーセントで、およそ何人と想定していますか。最大で月額何万円程度の賃上げになり得ますか。また、それはいつ決まるのですか。

四 月額で数万円の賃上げになる保育士は、全体

の割以下あるいは一パーセント以下の可能性もありますか。

五 安倍総理は、第七回一億総活躍国民会議にて、保育人材の処遇改善について、競合他産業との賃金差をなくす旨の発言をされたが、具体的にはどのような産業を想定し、その職種との賃金差はいくらですか。

六 保育士の賃上げを、なぜ今年度から実施しないのですか。

七 保育士の賃上げについて、政府は月額一万円引き上げる方針であるという報道もありますか、その内容は事実ですか。

八 保育士の賃上げは、安定財源による恒久措置ですか。

九 介護職員の処遇改善の所要の予算額について、年間いくら程度と見込んでいますか。

十 介護人材について、政府としては、来年四月から月給いくらか上げる予定ですか。月給一万円上げる予定ですか。また、いくらか上げるのかは、いつ決まるのですか。

十一 介護人材の賃上げについて、政府は、来年四月から月額一万円引き上げる方針であるという報道が多数なされていますが、その内容は事実ですか。

十二 第七回一億総活躍国民会議開催にあつての、事前もしくは事後の記者への説明、公表の際に、介護職員の賃上げの具体的な金額は、政府担当者からは発言しましたか、しませんでしたか。

十三 介護人材の処遇改善について、安倍総理は、競合他産業との賃金差をなくす旨の発言をされたが、具体的にはどのような産業を想定し、その職種との賃金差はいくらですか。

十四 来年四月からの介護職員の平均の賃上げ幅は、月額一万円ではなく、月額三千元や五千元になる可能性もありますか。

十五 介護職員の賃上げとセットで、障害福祉職員の賃金も同じだけ引き上げられますか。もし未定であるならば、介護職員とセットで引き上げられるか否かはいつ決まるのですか。

十六 介護職員の賃上げは、全額公費で行われますか、それとも介護保険も活用するのですか。

また、今回の処遇改善により、利用者の一割の自己負担の額は増加しますか。

十七 介護職員の処遇改善の所要の額について、年間いくら程度と見込んでいますか。

十八 介護士の賃上げを、なぜ今年から実施しないのですか。

十九 介護職員の賃上げは、安定財源による恒久措置ですか。

二十 パーセントへの消費税増税が延期になった場合でも、今回の保育士と介護職員の処遇改善は、今回の発表通りに行われますか。それとも増税先送りの場合は、安定財源が確保できないという理由で、今回の処遇改善は断念あるいは賃上げ幅の縮小はあり得ますか。

二十一 「財源を確保しつつ」という言葉には、消費税増税の実現が含まれるのか、消費税増税をしなくても財源を確保できる可能性はありますか。右質問する。

内閣衆質一九〇第二六六号
平成二十八年五月十七日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出ニッポン一億総活躍プランで取り組む保育・介護人材の確保の効果と実現可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出ニッポン一億総活躍プランで取り組む保育・介護人材の確保の効果と実現可能性に関する質問に対する答弁書

一、三から五まで、七から十一まで、十三から十七まで及び十九から二十一までについて

保育士、介護職員及び障害福祉職員の処遇改善の具体的内容及び必要な財源については、第七回一億総活躍国民会議における安倍内閣総理大臣の発言等を踏まえて平成二十八年五月中に政府として策定する「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえて、予算編成過程において検討することとなるため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねについては、保育士の九十五パーセント近くが女性である実態を踏まえると、不適切なものと考えるていない。

六及び十八について

保育士の処遇改善については、平成二十七年年度補正予算において、人事院勧告を踏まえて、平成二十七年当予算と比較して予算算上の保育士一人当たりの給与を年額一・九パーセント相当改善したところであり、平成二十八年年度予算においても、当該改善の実施に必要な予算を確保している。介護職員の処遇改善については、平成二十七年介護報酬改定において、一人当たり月額一万二千元相当の処遇改善加算

の拡充をしたところであり、平成二十八年年度予算においても、当該改善の実施に必要な予算を確保している。

十二について

介護職員の賃金について、政府としての具体的な引上げ額には言及していない。

平成二十八年五月九日提出
質問 第二一六 七号

大学等における英語授業の外部化に関する第三回質問主意書

提出者 阿部 知子

大学等における英語授業の外部化に関する第三回質問主意書

大学等における英語授業の外部化について、平成二十八年一月二十日付質問主意書に対する答弁書及び平成二十八年四月二十日付質問主意書に対する答弁書を踏まえ、以下質問する。

一 教育現場でのALTに関する請負契約による偽装請負の疑いについて

1 平成二十八年四月二十八日付答弁書「一の(一)及び二の(一)について」について

(一) 文部科学省は、「外国語指導助手の請負契約による活用について(通知)」(二十一年初国教第六十五号平成二十一年八月二十八日付 文部科学省初等中等教育局国際教育課長中井一浩より各都道府県・指定都市教育委員会主管部長宛通知)を发出したが、平成二十一年度及び平成二十二年年度の「外国語指導助手(ALT)の雇用・契約形態に関する調査」によれば、平成二十二年年度の調査結果でも業務委託契約によるALT雇

用を行っている市町村が五百九十四に上っており、また、平成二十五年「英語教育実施状況調査」の結果でも請負契約によるALTは二千七百八十一人で全体の二十二%であるところ、文部科学省は、請負契約によってALTの活用を行っている中小高校の実態は、労働者派遣法に違反してないとの認識を持っているか、または、労働者派遣法に違反せず、適法に行われているとの認識を持っているか、その認識に至った理由とともに、いずれであるか端的に示されたい。

(二) 文部科学省としては、請負契約による外国語指導助手の活用の適否は、各都道府県教育委員会等が判断する責任を負っているものであり、文部科学省にはないとの認識を有していると判断してよろしいか。また、各都道府県教育委員会等の「等」とは何か、具体的かつ悉的に示されたい。

(三) 文部科学省は、各都道府県・指定都市教育委員会に対して「指導の徹底を図っている」と答弁しているが、請負契約による外国語指導助手の活用の適否は各都道府県教育委員会等が判断する責任を負っているものであるとの認識に立ちながら、他方で、これまで三度にわたり通知を发出し、さらに契約形態に関する調査を行う等、「指導の徹底を図っている」理由、文科省がそのような指導を行う法令上の根拠規定を示されたい。

(四) 文部科学省が、「指導の徹底を図っている」にもかかわらず、各都道府県教育委員会等が請負契約による外国語指導助手の

活用の適否の判断を誤り、労働者派遣法違反の偽装請負となっている場合、文部科学省としては、いかなる措置を講ずることとなるのか、その根拠規定とともに明確に示されたい。

2 平成二十八年四月二十八日付答弁書「二の(二)について」について

外国語指導助手に係る報酬、旅費等の必要な経費についての地方交付税措置は地方交付税の算定基礎として盛り込まれているとしても、実際には財政力が弱い地方自治体はコストの低い請負契約でALTを活用しているところが多いという民間の調査結果もあることから、文部科学省として財政力が弱い地方自治体がJETプログラムを活用することが可能となるように、特別の補助金を予算措置する考えはないか。

二 大学における英語授業の外部化における学校教育法上の位置付けについて

1 平成二十八年四月二十八日付答弁書「三の(一)について」について

答弁書では、「業務を受託した側の「講師」の意味するところが必ずしも明らかではないがとされているので、その「意味するところ」を明確にした上で、再度質問する。

A大学が単位を授与する英語科目について、大学の専任教員であるB教授がシラバスを作成し、A大学又はA大学を設置する学校法人と甲英語教育会社との間で当該英語科目の授業を行う請負契約を締結し、同請負契約に基づいて甲英語教育会社が乙講師をA大学に派遣して、乙講師が、B教授が作成したシラバスに従って、当該英語授業科目の授業、

あるいは学習度を確認する試験を行い、その際、B教授は一度も当該英語科目の授業を自ら行うことも乙講師の授業にも立ち会うこともなく、B教授は甲英語教育会社から乙講師が行った授業の状況の報告又は試験の成績を受領し、それを基に当該英語科目を履修した学生の単位の認定を行うというケースを想定している。質問主意書で述べた請負契約における「業務を受託した側の「講師」とは、このケースにおける乙講師のことである。

また、A大学が単位を授与する英語科目について、大学の専任教員であるC教授がシラバスを作成し、A大学又はA大学を設置する学校法人と丙派遣会社との間で当該英語科目の授業を行う者を派遣する労働者派遣契約を締結し、同労働者派遣契約に基づいて丙派遣会社が丁講師をA大学に派遣して、丁講師が、C教授が作成したシラバスに従って、当該英語授業科目の授業、あるいは学習度を確認する試験を行い、その際、C教授は一度も当該英語科目の授業を自ら行うことも丁講師の授業にも立ち会うこともなく、C教授は丁講師が行った授業の状況の報告又は試験の成績を受領し、それを基に当該英語科目を履修した学生の単位の認定を行うというケースを想定している。質問主意書で述べた労働者派遣契約における「業務を受託した側の「講師」とは、このケースにおける丁講師のことである。

そこで、以下質問する。

(一) 答弁書中、「一般に、請負契約により大学の校務を請け負った事業者は雇用されて当該校務に従事する者は学長の指揮命令

権の下で当該校務に従事する者ではないため、同項に規定する「その他必要な職員に当たらないと考えられる」について

(1) 上記の請負契約における乙講師は、端的に学校教育法第九十二条第二項の「その他必要な職員」に該当しないと解してよいのか。端的に回答されたい。

(2) 請負契約については、請負と雇用との区別について「請負と雇用を区別する第二の基準は、雇用は労働が使用者に從属して行われるのに対して(從属性と呼ばれる)、請負では独立して行われる点である(内田貴、二〇一一年、「民法II」東京大学出版会、二七三頁)とあるように請負労働は注文者であるA大学又はA大学を設置する学校法人に対して独立に行われ、また、請負と派遣との区別においても請負労働は請負先であるA大学に対して独立して行われることがその法律的特性(昭和六十一年労働省告示第三十七号「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」。最終改正平成二十四年厚生労働省告示第五百十八号)であるが、B教授は一度も自ら授業を行うことも乙講師が行う授業に立ち会うこともなく、乙講師が単独で学生に対して授業を行っている上記のケースにおいて、文部科学省は、学校教育法上、B教授は学生に単位を授与することができると解釈しているのかについて、その理由とともに示されたい。

(3) 「一般に」という言葉は、「特別な場合がありうる」という意味を含んでいると

ころ、この「一般に」は「請負契約により大学の校務を請け負った事業者に雇用されて当該校務に従事する者は学長の指揮命令権の下で当該校務に従事する者ではない」に係り「請負契約により大学の校務を請け負った事業者に雇用されて当該校務に従事する者」でも「学長の指揮命令権の下で当該校務に従事する者」となる「特別な」場合がありうるのか、それとも、この「一般に」は「同項に規定する」その他必要な職員に当たらないと考えられる」に係り「特別な」場合には「その他必要な職員」に該当する場合がありうるという趣旨か、明らかにされたい。また、いずれの場合にも「特別な」場合がありうるすれば、その事例を、具体的かつ悉皆的に示されたい。

(二) 答弁中、「労働者派遣契約により大学の校務に従事する者は学長の指揮命令権の下で当該校務に従事することがあり得る者であるため、その他必要な職員に当たり得る」について

(一) A大学を設置する学校法人と労働者派遣契約により大学の校務に従事する者との間には雇用契約が存在しないことから、A大学又はA大学を設置する学校法人が労働者派遣契約により派遣された者の行為に対してどのような法的責任を負うかについては雇用契約を締結している者に対してA大学又はA大学を設置する学校法人が負う法的責任と同じではないし、また、A大学の学長は、労働者派遣契約により派遣された者に対して、人事

権、懲戒・分限権を有せず、指揮命令権のみを有することになることを踏まえ、その上で、文部科学省は、学長が人事権、懲戒・分限権を有しない上記の丁講師は学校教育法第九十二条第二項の「その他必要な職員に当たる」と解釈しているのか、あるいは「その他必要な職員に当たり得る」とは「その他必要な職員に当たらない」場合もあるとして丁講師は「その他必要な職員に当たらない」と解釈しているのか、端的に回答されたい。

(2) 労働者派遣契約においては、学長は、講師の派遣に先立つて特定の者を指名したり、面接を実施したり、丙派遣会社に講師の履歴書を送付させたりするなど派遣される者の選別やそれにつながる行為を行うことはできず(平成十一年労働省告示第百三十八号「派遣先が講ずべき措置に関する指針」、最終改正平成二十八年厚生労働省告示第七十八号)、また、学長は、労働者派遣契約により派遣された者に対して、人事権、懲戒・分限権を有せず、指揮命令権のみを有するにとどまるが、他方、文部科学省の「大振一八」では、「大学教員の位置付け」として「学校が責任をもつて教育を実施するには、実際に教育にあたる教員について、人事権、懲戒・分限権、指揮・監督権を学校が有することが必要であり、そのためには、教員は当該学校に直接に雇用される者であることが一般的である。」としていることを踏まえ、C教授は一度も自ら授業を行うことも丁講師が行う授

業に立ち会うこともなく、丁講師が単独で学生に対して授業を行っている上記のケースにおいて、文部科学省は、学校教育法上、C教授は学生に単位を授与することができると解釈しているのかについて、その理由とともに示されたい。

(3) 労働者派遣契約によつてA大学に派遣された派遣労働者が、学校教育法第九十二条第二項の「その他必要な職員に当たる」場合と、「その他必要な職員に当たらない」場合を、それぞれ具体的かつ悉皆的に示されたい。

2 平成二十八年四月二十八日付答弁書「三の(二)及び(三)について」について

答弁書では、「業務を受託した側の「講師」が、単独で実際の授業を行っている場合」の意味するところが必ずしも明らかではないため、いずれのお尋ねについてもお答えすることは困難であるとされているが、「業務を受託した側の「講師」については既に明らかにしたところであり、「単独で実際の授業を行っている場合」とは「大振一八」の「近時、大学と企業が「請負契約」を締結し、企業に雇用されている者が、当該契約に基づき「外部講師」として大学において授業を行う(単独で)授業を行う教員の補助者として)ような構想が散見されるが、この場合、以下の諸点に留意すべきであるので、その具体的な取扱については、文部科学省及び所管の地方労働局等の確認を得ることが望ましい。」の「大学において授業を行う(単独で)」の意味である。これを踏まえて、以下質問する。

(一) 答弁書中、「大学が単位を授与するた

めに開設する授業科目の授業については、学長に統督された当該授業科目を担当する教員(以下「担当教員」という。)が実施することが原則であり」について

(1) A大学又はA大学を設置する学校法人と甲英語教育会社との間で請負契約が締結され、同契約により乙講師による授業が行われている場合、

ア 答弁書で述べている「担当教員」に該当する者は、B教授か、それとも乙講師か。

イ 学校教育法上授業を行っている者に該当する者は、B教授か、それとも乙講師か。

ウ 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引」により文部科学省に提出する「教員名簿」に掲載するべき教員は、B教授か、それとも乙講師か。

(2) A大学またはA大学を設置する学校法人と丙派遣会社との間で労働者派遣契約が締結され、同契約により丁講師による授業が行われている場合、

ア 答弁書で述べている「担当教員」に該当する者は、C教授か、それとも丁講師か。

イ 学校教育法上授業を行っている者は、C教授か、それとも丁講師か。

ウ 「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引」により文部科学省に提出する「教員名簿」に掲載するべき教員は、C教授か、それとも丁講師か。

(二) 答弁書中、「大学が担当教員以外の者を活用する場合には、学校教育法、労働者

派遣法等の關係法令の規定に則して実施されることが求められる」について

(1) A大学又はA大学を設置する学校法人と甲英語教育会社との間で請負契約が締結され、同契約により乙講師による授業が行われている場合、B教授は一度も自ら授業を行うことも乙講師が行う授業に立ち会うこともなく、乙講師が単独で学生に対して授業を行っている上記のケースにおいて、B教授が単位を授与することは学校教育法上適正な行為と判断され、かつ、乙講師について労働者派遣法上適正な行為であると判断されるものであるか、端的に回答されたい。

(2) 労働者派遣契約においては、学長は講師の派遣に先立って特定の者を指名したり、面接を実施したり、丙派遣会社に講師の履歴書を送付させたりするなど派遣される者の選別やそれにつながる行為を行うことはできず、また、人事権、懲戒・分限権を有せず、指揮命令権のみを有するにとどまるが、他方、文部科学省の「大振一八」では、「大学教員の位置付け」として「学校が責任をもつて教育を実施するには、実際に教育にあたる教員について、人事権、懲戒・分限権、指揮・監督権を学校が有することが必要であり、そのためには、教員は当該学校に直接に雇用される者であることが一般的である。」としていることを踏まえ、C教授は一度も自ら授業を行うことも乙講師が行う授業に立ち会うこともなく、乙講師が単独で学生に対して授業を行っている

上記のケースにおいて、C教授が単位を授与することは学校教育法上適正な行為と判断され、かつ、乙講師について労働者派遣法上適正な行為であると判断されるものであるか、端的に回答されたい。

3 平成二十八年四月二十八日付答弁書「三の

(四)について」について
答弁書では、「業務を受託した側の「講師」が、単独で実際の授業を行っている場合」の意味するところが必ずしも明らかではない」とされているが、「意味するところ」については既に明らかにしている。

その上で、答弁書中、「大学が担当教員以外の者を授業において活用することにより、担当教員を同じくする複数の授業科目の授業が別々の場所において同時に実施されることがあり得るが、そのような場合には、当該授業科目の授業が担当教員の定める各授業時間ごとの指導計画の下に実施されているか否かなど授業の実施状況について担当教員が十分に把握し、その責任において学生の成績評価を行うなどの適切な対応が必要である」との回答は、大学教育の崩壊にもつながりかねない重大な答弁であり、看過できないものであると思慮するので、これについて、以下質問する。

(一) 「大学が担当教員以外の者を授業において活用することにより、担当教員を同じくする複数の授業科目の授業が別々の場所において同時に実施されることがあり得る」としても、「学校教育法、労働者派遣法等の關係法令の規定に則して実施されることが前提であることから、「あり得る」と

して想定されているケースはいかなるケースか、具体例を挙げて明らかにされたい。

(二) 質問の意味するところが必ずしも明らかではないために回答することが困難となることがないように、以下、具体的事例を挙げるので、端的に回答されたい。

(1) A大学において単位を授与する授業科目を担当しているB教授がシラバスを作成し、A大学又はA大学を設置する学校法人と甲英語教育会社との間で当該英語科目の授業を行う請負契約に基づいて甲英語教育会社から派遣された乙₁、乙₂、乙₃、乙₄、乙_x講師が、分担して別々の場所においてB教授が定める各授業時間ごとの指導計画の下で同時に授業を実施し、その際に、B教授は一度も自ら授業を行うことも乙₁講師らが行う授業にも立ち会うこともなく、B教授が、乙₁講師らが行った授業の状況の報告又は試験の成績を受領し、それを基に当該授業科目を履修した学生の単位の認定を行うことは、学校教育法、労働者派遣法等の關係法令の規定に則して実施されているものと判断され、「大学が担当教員以外の者を授業において活用することにより、担当教員を同じくする複数の授業科目の授業が別々の場所において同時に実施されることがあり得る」という場合に該当するか、端的に回答されたい。

目の授業を行う労働者派遣契約に基づいて丙派遣会社から派遣された丁₁、丁₂、丁₃、丁₄講師が、分担して別々の場所においてC教授の定める各授業時間ごとの指導計画の下で同時に授業を実施し、その際に、C教授は一度も自ら授業を行うことも丁₁講師らが行う授業にも立ち会うこともなく、C教授が、丁₁講師らが行った授業の状況の報告又は試験の成績を受領し、それを基に当該授業科目を履修した学生の単位の認定を行うことは、学校教育法、労働者

(3) A大学において単位を授与する授業科目を担当しているD教授がシラバスを作成し、大学の教員ではない複数の大学院生をD教授の定める各授業時間ごとの指導計画の下に実施することができるよう訓練し、その大学院生らが分担して別々の場所において指導計画の下で同時に授業を実施し、その際に、D教授は一度も自ら授業を行うことも大学院生らが行う授業にも立ち会うこともなく、D教授が、大学院生らが行った授業の状況の報告又は試験の成績を受領し、それを基に当該授業科目を履修した学生の単位の認定を行うことは、学校教育法、労働者

派遣法等の關係法令の規定に則して実施されているものと判断され、「大学が担当教員以外の者を授業において活用することにより、担当教員を同じくする複数の授業科目の授業が別々の場所において同時に実施されることがあり得る」という場合に該当するか、端的に回答されたい。

また、D教授が、A大学に加えてX大学及びY大学でも単位を授与する授業科目の授業を担当している場合に、同様にシラバスの作成、それぞれの大学の大学院生らの訓練、大学院生らによる授業の実施、大学院生らからの報告に基づく単位の認定を行ったとき、それは学校教育法、労働者派遣法等の關係法令の規定に則して実施されているものと判断されるものであるか、端的に回答されたい。

(4) A大学において単位を授与する授業科目を担当しているE教授がシラバスを作成し、E教授が経営する教育研修会社との間で雇用契約を締結している複数の社員をE教授の定める各授業時間ごとの指導計画の下に実施することができるよう訓練し、その社員らが分担して別々の場所において指導計画の下で同時に授業を実施し、その際に、E教授は一度も自ら授業を行うことも社員らが行う授業にも立ち会うこともなく、E教授が、社員らが行った授業の状況の報告又は試験の成績を受領し、それを基に当該授業科目を履修した学生の単位の認定を行うこと

は、学校教育法、労働者派遣法等の關係法令の規定に則して実施されているものと判断され、「大学が担当教員以外の者を授業において活用することにより、担当教員を同じくする複数の授業科目の授業が別々の場所において同時に実施されることがあり得る」という場合に該当するか、端的に回答されたい。

また、E教授が、A大学に加えてX大学及びY大学でも単位を授与する授業科目の授業を担当している場合に、同様にシラバスの作成、訓練された社員らによる授業の実施、社員らからの報告に基づく単位の認定を行ったとき、それは学校教育法、労働者派遣法等の關係法令の規定に則して実施されているものと判断されるものであるか、端的に回答されたい。

(5) A大学において単位を授与する授業科目を担当しているF教授が、統一したテーマの下で大学の教員ではない複数の学識経験者がその学識経験に基づいて創意工夫を凝らして授業を行うオムニバス形式の内容のシラバスを作成し、それらの学識経験者が分担して別々の場所において学識経験を語る授業を行い、その際、F教授は一度も自ら授業を行うことも学識経験者らが行う授業にも立ち会うこともなく、F教授が、学識経験者らが行った授業の状況の報告又は試験の成績を受領し、それを基に当該授業科目を履修した学生の単位の認定を行うことは、学校教育法、労働者派遣法等の關係法令

の規定に則して実施されているものと判断され、「大学が担当教員以外の者を授業において活用することにより、担当教員を同じくする複数の授業科目の授業が別々の場所において同時に実施されることがあり得る」という場合に該当するか、端的に回答されたい。

右質問する。

内閣衆質一九〇第二六七号
平成二十八年五月十七日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員阿部知子君提出大学等における英語授業の外部化に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出大学等における英語授業の外部化に関する第三回質問に対する答弁書

一の1の(一)及び(二)について
文部科学省としては、請負契約による外国語指導助手の活用については、当該契約を締結している各都道府県教育委員会等において判断すべきものと考えている。また、文部科学省としては、請負契約による外国語指導助手の活用については、各種会議において、各都道府県・指定都市教育委員会に対し、「外国語指導助手の請負契約による活用について」(平成二十一年八月二十八日付け二十一初国教第六十五号文部科学省初等中等教育局国際教育課長通知。以下「平成二十一年通知」という。)等を踏まえて都道府県労働局に相談するなど適切に対応する

よう、指導の徹底を図っていることから、当該各都道府県教育委員会等においては、その活用の実態を確認し、疑義がある場合は、都道府県労働局に相談するなど適切に対応しているものと考えている。

お尋ねの「等」とは、市(特別区を含む。)町村教育委員会及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号。以下「地教行法」という。)第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に置かれる教育委員会である。

一の1の(三)について
お尋ねの「指導の徹底を図っている」理由は、各都道府県教育委員会等における請負契約による外国語指導助手の適切な活用を図るため、各都道府県教育委員会等に対し、外国語指導助手の活用に係る契約の内容を確認するとともに、疑義がある場合は、平成二十一年通知等を踏まえて都道府県労働局に相談するなど適切に対応するよう周知するためであり、その「指導」を行う法的根拠は、地教行法第四十八条第一項である。

一の1の(四)について
お尋ねについては、個別具体的な状況に即して判断する必要があるが、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、各都道府県教育委員会等における請負契約による外国語指導助手の活用について疑義がある場合は、地教行法第四十八条第一項の規定に基づき、各都道府県教育委員会等に対し、平成二十一年通知等を踏まえて都道府県労働局に相談するなど適切に対応するよう、指導を行うことが考えられる。

一の二について

御指摘の「民間の調査結果」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、JETプロ
グラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）に
おける外国語指導助手に係る報酬、旅費等の必
要な経費については、財政力の弱い地方公共団
体に対しても地方交付税による必要な財政措置
が講じられているところであり、文部科学省と
しては、新たな予算措置を講ずることは考えて
いない。

二の一の（一）及び（二）の（一）について

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第
九十二条第二項に規定する「職員」とは、学長の
指揮命令権の下で大学の校務に従事する者と解
しており、一般に、請負契約により大学の校務
を請け負った事業者には雇用されて当該校務に従
事する者は学長の指揮命令権の下で当該校務に
従事する者ではないため、同項に規定する「そ
の他必要な職員」（以下単に「その他必要な職員」
という。）に当たらないと考えられる一方、労働
者派遣契約により大学の校務に従事する者は学
長の指揮命令権の下で当該校務に従事すること
があり得る者であるため、その他必要な職員に
当たり得ると考えられるところ、お尋ねのケー
スにおいて、「乙講師」については「A大学の学
長」の指揮命令権の下で「A大学」の校務に従事
する者であるとは認められないため、その他必
要な職員に当たるとは考えられない一方、「丁
講師」については「A大学の学長」の指揮命令権
の下で「A大学」の校務に従事する者であれば、
その他必要な職員に当たると考えられる。

二の一の（二）及び（二）の（二）について

お尋ねの「B教授」及び「C教授」は、学長に統

督された授業科目を担当する教員（以下「担当教
員」という。）に当たると考えられるところ、お
尋ねについては、当該授業科目の授業を担当教
員の定める各授業時間ごとの指導計画の下に実
施されているか否かなど授業の実施状況につい
て担当教員が十分に把握し、その責任において
学生の成績評価を行うなどの適切な対応がとら
れているか否かについて様々な事情を総合的に
考慮して個別具体的に判断する必要があるが、御
指摘のような仮定の事例について限られた与件
のみに基づいて判断することはできず、一概に
お答えすることは困難である。

二の一の（三）について

お尋ねの「一般」は、御指摘の「同項に規定
する「その他必要な職員」に当たらないと考えら
れる」に係るものである。また、「一般」との
表現は、一般論として述べた趣旨であり、お尋
ねの「特別な場合」を個別具体的に想定してい
るものではない。

二の一の（二）の（三）について

学校教育法第九十二条第二項に規定する「職
員」とは、学長の指揮命令権の下で大学の校務
に従事する者と解しているところ、学長の指揮
命令権の下で大学の校務に従事しているか否か
については個別具体的な状況に即して判断すべ
きものであることから、お尋ねにあるとおり、
その他必要な職員に当たるとは認められない場
合について、それぞれ具体的なかつ悉皆的に示
しすることは困難である。

二の二の（一）の（一）及び（二）の（一）及び（二）について

お尋ねの「A大学」の「専任教員」である「B教
授」及び「C教授」は、担当教員に当たり、御指

摘の「教員名簿」に記載されるべきものと考えら
れる。

二の二の（一）の（一）及び（二）の（一）について

お尋ねの「学校教育法上授業を行っていない者」
の意味するところが必ずしも明らかではないた
め、お答えすることは困難である。

二の二の（二）について

お尋ねの「単位を授与することは学校教育法
上適正な行為と判断されるものであるかにつ
いては、授業科目の授業を担当教員の定める各
授業時間ごとの指導計画の下に実施されてい
るか否かなど授業の実施状況について担当教員が
十分に把握し、その責任において学生の成績評
価を行うなどの適切な対応がとられているか否
かについて様々な事情を総合的に考慮して個別
具体的に判断する必要があるが、御指摘のような
仮定の事例について限られた与件のみに基づい
て判断することはできず、一概にお答えするこ
とは困難である。

また、お尋ねの「乙講師」について労働者派遣
法上適正な行為であると判断されるものである
かについては、その趣旨が必ずしも明らかで
はないが、お尋ねのケースにおいて労働者派遣
事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護
等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。
以下「労働者派遣法」という。）違反の行為があ
ると認められるか否かについては、授業の開始前
や終了後の働き方を含めた様々な事情を総合的
に考慮して個別具体的に判断する必要があるが、
御指摘のような仮定の事例について限られた与
件のお答えすることは困難である。

さらに、お尋ねの「丁講師」について労働者派

遣法上適正な行為であると判断されるものであ
るかについては、その趣旨が必ずしも明らか
ではないが、お尋ねのケースにおいて労働者派
遣法違反の行為があると認められるか否かにつ
いては、労働者派遣事業の許可の有無、労働者
派遣契約の内容、労働者派遣の期間等の当該労働
者派遣契約に関する全ての事情について個別
具体的に判断する必要があるが、御指摘のような
仮定の事例について限られた与件のみに基づい
て判断することはできず、一概にお答えするこ
とは困難である。

二の三の（一）について

例えば、実技を伴う授業科目において授業と
して実技を行う際に労働者派遣契約に基づき当
該実技を監督し得る者を活用することにより、
当該授業科目の担当教員は当該実技を行う場所
とは別の場所において当該授業科目とは別の授
業科目の授業を実施する場合は、お尋ねの「大
学が担当教員以外の者を授業において活用す
ることにより、担当教員を同じくする複数の授業
科目の授業が別々の場所において同時に実施さ
れる」場合の具体例として考えられるが、その
ような場合であつて、「学校教育法、労働者派
遣法等の関係法令の規定に則して実施され」て
いる場合であるか否かについては、個別具体的
な状況に即して判断すべきものであることか
ら、お尋ねのケースについて一概にお答えする
ことは困難である。

二の三の（二）について

お尋ねについては、授業科目の授業を担当教
員の定める各授業時間ごとの指導計画の下に実
施されているか否かなど授業の実施状況につ
いて担当教員が十分に把握し、その責任において

学生の成績評価を行うなどの適切な対応がとられているか否かについて様々な事情を総合的に考慮して個別具体的に判断する必要がある、御指摘のような仮定の事例について限られた与件のみに基づいて判断することはできず、一概にお答えすることは困難である。

平成二十八年五月九日提出
質問 第一六八号

「子どもの死因究明制度」の構築に関する質問

主意書

提出者 阿部 知子

「子どもの死因究明制度」の構築に関する質問主意書

虐待による子どもの死亡事例は、厚生労働省による直近の二十三年検証報告書によれば、心中を除き年間三十六人である。死亡した子どもの年齢は、零歳が十六人(四十四・四%)と最も多く、零歳から二歳までを合わせると二十四人(六十六・七%)と大部分を占めた。

子どもの虐待死が発生するたびに緊急対策や再発防止の取り組みが議論になり、先月二十五日には厚生労働省が児童虐待への対応強化のため、児童福祉司などの専門職を現在の四千三百十人から二十九年年度までに千二百二十人増やす、児童相談所強化プランを発表した。専門職の増員や警察との連携強化、一時保護所の環境改善などが盛り込まれたことは、一定の評価をしたい。

一方、こうしたいわば予防のための対策強化に對して、死因究明のシステムは確立されておらず、「虐待死見逃しの可能性」が指摘されている。先の報告書でも、前年の二十二年度は五十一人

であつたことから、三十六人は大幅に減つたように見えるが、わが国の不十分な死因究明体制を見ると単純には肯定できない。

諸外国では、「予防できる子どもの死亡」をなくすために、子どもが死亡した場合にその原因や状況を詳細に検討して対策につなげるための「チャイルド・デス・レビュー」制度を活用して成果を上げている。虐待死を減らすには潜在する死亡把握が不可欠であり、そのためには子どもの死亡全体の把握と検証が必要と考えられるが、わが国にはそのために必要な情報を収集し分析する機関はいまだ存在しない。

従つて、とりわけ子どもの死亡に対する公的な死因究明制度の早期の創設を求め、以下質問する。

一 死因究明等推進計画の執行状況について

(一) 過去、ガス湯沸かし器による中毒死事件、力士暴行事件など、死因の究明が十分にされなかつたことによる事件の見逃しが社会問題化したことを背景として、二十二年九月に施行された「死因究明等の推進に関する法律」により、内閣府に置かれた「死因究明等推進会議」において死因究明等推進計画が策定(二十四年六月公表)された。その中の重点的施策として「死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備」が第一に上げられ、政府において関係省庁間の管理・調整を行う体制の構築と推進計画の実施及び検証・評価・監視が義務付けられたが、これらの取組の経緯と現状について具体的に示されたい。

(二) 都道府県においては「死因究明等推進協議会」の設置が義務付けられたが、直近の設置・活用状況について、政府の承知するところ

を都道府県ごとに可能な限り詳しく示されたい。

二 死因究明のための解剖実態について

(一) 刑事訴訟法による司法解剖は警察が取り扱う死体のうち何例か。解剖に付された実数と割合を年次ごと、都道府県ごとに示されたい。また、解剖に係る年間予算と費用負担について明らかにされたい。

(二) 現在、監察医制度のある自治体はどこか。また、警察が取り扱う死体のうち監察医解剖に付された実数と割合を年次ごと、都道府県ごとに示されたい。また、解剖に係る年間予算と費用負担について明らかにされたい。

(三) 犯罪による死かどうか分からない場合でも、死因究明や身元確認は警察署長の義務とされ、裁判所の令状や遺族の承諾なしに遺体の解剖を可能とする「死因・身元調査法」が二十三年四月に施行された。この「新法解剖」下で、警察に届けられた遺体のうち、解剖に付された実績を年次ごと、都道府県ごとに示されたい。また、解剖に係る年間予算と費用負担について明らかにされたい。

(四) 「新法解剖」下で遺体を解剖する際の判断基準として統一されたマニュアルやガイドラインがあれば示されたい。また、ないとすれば各都道府県の実施基準をどのように把握しているか、示されたい。

(五) 以上(一)から(四)を踏まえ、死因究明のための解剖実態の現状について、政府の認識と今後の取り組み方針を示されたい。
三 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等報告のあり方について

(一) 厚生労働省社会保険審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会に對し、子ども虐待による死亡事例等の検証結果が報告されており、現在のところ、二十五年十月に報告された第十一次報告(対象期間二十三年四月〜二十四年三月)が最新である。心中以外の死亡者数は第一次報告から累計で五百八十二人とされているが、この五百八十二人について解剖の有無はどうか。また、解剖は病理解剖、司法解剖、監察医解剖、新法解剖のいずれか、実数と割合を示されたい。

(二) 言うまでもなくこの報告書の五百八十二人が児童虐待による死亡事例のすべてではない。医療機関等の見過こしにより警察への通報が行われない場合、あるいは直接警察が把握する場合であっても事故死等、犯罪性がないと判断されれば、「新法解剖」下においても解剖による死亡原因の究明が行われない実態があるからである。こうした「見逃し」の可能性について、どう認識しているか。
四 すべての子どもの虐待死を積極的に発見するシステム構築について

(一) 二十九年改正の臓器移植法により小児の脳死臓器移植が可能となつたことを受け、被虐待児からの臓器提供を回避するため、ガイドラインに「虐待を受けた児童への対応等に関する事項」が新設され、臓器摘出医療機関に虐待対応の体制構築とマニュアル整備、虐待の有無の確認、児童相談所や警察への通報及び関係機関との連携が義務付けられた。以来、六歳未満の脳死判定は六例目、十五歳未満の脳死判定は十二例目であるが、このすべ

てにおいて虐待の有無をどのように判定したのか、その手順を可能な限り具体的に示されたい。

(二) 本来は移植医療を前提とするのではなく、すべての虐待死を積極的に発見するシステムを全医療機関に構築すべきではないか。少なくとも交通事故など、第三者の目撃可能性のある場合を除き、とりわけ家庭内や保育園等で死亡した事故の場合には、原則として解剖して死因を検証する制度を整備する必要があるのではないか。

(三) 最近の事例では睡眠中に心肺停止で救急搬送された生後二か月の乳児が、虐待が疑われるとして司法解剖に付された結果、A型インフルエンザとRSウイルスが検出され、ダブル感染したために急激に状態が悪化して死に至ったためと判明した。当時はRS感染症の流行の兆しが表れ始めた時期で、この事例は解剖による死因究明が、子どもの事故死、病死などについても死因を検証しデータベース化する上で、死亡に繋がる事故の防止、病氣に対する予防等、広く子どもの健康と安全増進のために有益であることを示している。

各地域の法医学教室、変死体などを検査する医師、警察、行政の連携の推進と、予算の確保等、死因究明等推進計画の執行について、早急に政府を挙げて取り組むべきと考えらるがどうか。

内閣衆質一九〇第二六八号

平成二十八年五月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員阿部知子君提出「子どもの死因究明制度」の構築に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員阿部知子君提出「子どもの死因究明制度」の構築に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

「死因究明等推進計画」(平成二十六年六月十三日閣議決定)に盛り込まれた施策をはじめ、死因究明等の推進に関する施策の実施の推進等の事務については、死因究明等の推進に関する法律(平成二十四年法律第三十三号。以下「推進法」という。)第八条第一項に規定する死因究明等推進会議において行われていたところ、政府は、平成二十六年九月十六日に「当面の死因究明等施策の推進について」を閣議決定し、同年九月二十一日に推進法が失効した後も引き続き死因究明等の推進に関する施策の実施の推進並びにその実施状況の検証、評価及び監視を行うために必要な体制を構築するとともに、「死因究明等推進計画」の重点施策の実施の推進に資するため、内閣府に置かれた死因究明等施策推進室において、死因究明等施策推進室の設置に関する訓令(平成二十六年内閣府訓令第四十四号 第二条に規定する死因究明等の推進に関する施策の実施の推進に関する事務として、関係府省庁における施策の進捗状況の確認や必要な情報交換を行うなどの取組を行っている。

一の(二)について

現在まで、全国で十七の都道府県において「死因究明等推進協議会」が設置されている。具体的には、「死因究明等推進協議会」の設置順に、愛媛県、福岡県、東京都、滋賀県、新潟県、秋田県、岡山県、茨城県、高知県、静岡県、兵庫県、岐阜県、埼玉県、北海道、福井県、三重県、千葉県であり、各地方公共団体の状況に応じた施策を推進するため、関係機関間の協議や情報交換等が行われている。

二の(一)について

平成二十五年から平成二十七年までの各年において警察が取り扱った死体(警察庁刑事局が都道府県警察から報告を受けたものに限り、東日本大震災による死者を除く。以下同じ。)のうち、司法解剖を実施したもの①数及び②警察が取り扱った死体の総数に占める割合を都道府県別にお示しすると、次のとおりである。

北海道	①四百十二体	②約五・七パーセント
青森県	①二百八体	②約九・八パーセント
岩手県	①百十六体	②約六・一パーセント
宮城県	①二百九十六体	②約十・九パーセント
秋田県	①二百十九体	②約十三・八パーセント
山形県	①百三十五体	②約七・五パーセント
福島県	①百七十七体	②約六・二パーセント
茨城県	①三百九体	②約七・三パーセント
栃木県	①二百三十六体	②約七・三パーセント

群馬県	①九十三体	②約三・八パーセント
埼玉県	①四百十三体	②約四・四パーセント
東京都	①二百六十九体	②約一・三パーセント
千葉県	①三百四十四体	②約四・五パーセント
神奈川県	①五百五十七体	②約四・四パーセント
新潟県	①百十五体	②約三・四パーセント
山梨県	①八十六体	②約七・〇パーセント
長野県	①百十二体	②約四・五パーセント
静岡県	①百六十一体	②約三・七パーセント
富山県	①百七十五体	②約十二・八パーセント
石川県	①百十八体	②約九・〇パーセント
福井県	①八十一体	②約八・二パーセント
岐阜県	①五十七体	②約二・五パーセント
愛知県	①二百四十体	②約三・二パーセント
三重県	①百三十六体	②約五・六パーセント
滋賀県	①百八体	②約六・九パーセント
京都府	①百八十八体	②約六・三パーセント
大阪府	①五百三十九体	②約四・二パーセント
兵庫県	①三百二十二体	②約四・六パーセント
奈良県	①百六十三体	②約九・〇パーセント
和歌山県	①百六十八体	②約十一・四パーセント

鳥取県 ①四十八体 ②約五・六パーセント 島根県 ①五十三体 ②約五・六パーセント 岡山県 ①百五十三体 ②約六・五パーセント	広島県 ①六十六体 ②約一・九パーセント 山口県 ①百十七体 ②約五・三パーセント 徳島県 ①四十二体 ②約四・〇パーセント 香川県 ①百三十八体 ②約九・〇パーセント	愛媛県 ①百七体 ②約四・六パーセント 高知県 ①五十七体 ②約四・二パーセント 福岡県 ①三百五体 ②約五・二パーセント 佐賀県 ①五十六体 ②約五・二パーセント 長崎県 ①八十四体 ②約四・九パーセント 熊本県 ①八十四体 ②約三・五パーセント 大分県 ①四十二体 ②約三・〇パーセント 宮崎県 ①五十三体 ②約三・七パーセント 鹿児島県 ①七十五体 ②約三・六パーセント	沖縄県 ①三百二十四体 ②約十八・五パーセント 平成二十六年 北海道 ①五百九十体 ②約八・一パーセント 青森県 ①百七十五体 ②約八・三パーセント 岩手県 ①百十九体 ②約六・一パーセント 宮城県 ①三百十一体 ②約十・八パーセント 秋田県 ①百九十四体 ②約十二・四パーセント 山形県 ①百三十六体 ②約七・九パーセント				
福島県 ①百六十五体 ②約五・六パーセント 茨城県 ①二百八十一体 ②約六・七パーセント 栃木県 ①二百四十四体 ②約七・四パーセント 群馬県 ①七十八体 ②約三・〇パーセント 埼玉県 ①四百五十一体 ②約四・九パーセント 東京都 ①二百四十四体 ②約一・二パーセント 千葉県 ①二百九十四体 ②約四・〇パーセント 神奈川県 ①六百四十七体 ②約五・三パーセント 新潟県 ①百四十五体 ②約四・三パーセント 山梨県 ①百十一体 ②約八・八パーセント 長野県 ①百九体 ②約四・二パーセント 静岡県 ①百七十六体 ②約四・三パーセント 富山県 ①百六十六体 ②約十一・六パーセント 石川県 ①百五十五体 ②約十二・四パーセント 福井県 ①七十七体 ②約七・六パーセント 岐阜県 ①六十一体 ②約二・七パーセント 愛知県 ①三百十体 ②約四・二パーセント 三重県 ①百十五体 ②約五・一パーセント 滋賀県 ①七十体 ②約四・三パーセント 京都府 ①百二十九体 ②約四・三パーセント 大阪府 ①六百三十八体 ②約五・一パーセント							
兵庫県 ①三百十体 ②約四・九パーセント 奈良県 ①百五十二体 ②約八・六パーセント 和歌山県 ①百五十四体 ②約十・四パーセント 鳥取県 ①三十五体 ②約四・一パーセント 島根県 ①七十八体 ②約七・九パーセント 岡山県 ①百五十体 ②約六・六パーセント 広島県 ①六十二体 ②約一・八パーセント 山口県 ①百三十五体 ②約六・五パーセント 徳島県 ①四十四体 ②約四・四パーセント 香川県 ①七十六体 ②約五・五パーセント 愛媛県 ①八十六体 ②約三・八パーセント 高知県 ①六十三体 ②約四・九パーセント 福岡県 ①三百九十二体 ②約六・七パーセント 佐賀県 ①六十六体 ②約六・五パーセント 長崎県 ①九十八体 ②約六・二パーセント 熊本県 ①九十一体 ②約三・九パーセント 大分県 ①五十三体 ②約四・二パーセント 宮崎県 ①八十六体 ②約六・二パーセント 鹿児島県 ①百四十四体 ②約六・九パーセント 沖縄県 ①二百八十八体 ②約十二・五パーセント 平成二十七年 北海道 ①六百五十六体 ②約九・二パーセント 青森県 ①百四十三体 ②約六・九パーセント 岩手県 ①百十九体 ②約六・五パーセント 宮城県 ①二百六十七体 ②約九・六パーセント							
秋田県 ①百八十体 ②約十一・九パーセント 山形県 ①百二十六体 ②約八・〇パーセント 福島県 ①百七十七体 ②約六・一パーセント 茨城県 ①二百六十六体 ②約六・七パーセント 栃木県 ①百五十五体 ②約五・〇パーセント 群馬県 ①八十三体 ②約三・三パーセント 埼玉県 ①四百五十八体 ②約五・〇パーセント 東京都 ①百六十七体 ②約〇・八パーセント 千葉県 ①二百七十五体 ②約三・六パーセント 神奈川県 ①六百八十八体 ②約五・七パーセント 新潟県 ①百三十四体 ②約四・二パーセント 山梨県 ①九十二体 ②約八・〇パーセント 長野県 ①百四十五体 ②約五・九パーセント 静岡県 ①百二十九体 ②約三・一パーセント 富山県 ①百六十体 ②約十一・六パーセント 石川県 ①百七十五体 ②約十三・七パーセント 福井県 ①百九体 ②約十・六パーセント 岐阜県 ①六十一体 ②約二・五パーセント 愛知県 ①二百五十一体 ②約三・三パーセント							

三重県 ①百二十一 ②約五・二パーセン 滋賀県 ①六十四 ②約四・四パーセント 京都府 ①百五十六 ②約五・六パーセン	また、司法解剖に要する経費は、国がその全額を支弁しており、平成二十八年度予算においては、約二十二億二千三百万円が計上されている。	平成二十六年 東京都 ①二千二百三十 ②約十・九パーセント 神奈川県 ①千三百九十六 ②約十一・三パーセント	平成二十五年 北海道 五 青森県 十三 岩手県 十一 宮城県 四 秋田県 二 山形県 十四 福島県 九 茨城県 四十 栃木県 六十四 群馬県 三 埼玉県 五十九 東京都 百八 千葉県 十 神奈川県 四百七十七 新潟県 九 山梨県 十 長野県 八 静岡県 一 富山県 二 石川県 一 福井県 十七 岐阜県 一 愛知県 六十三 三重県 七 滋賀県 十 京都府 六 大阪府 三十九 兵庫県 百九十五 奈良県 十六 和歌山県 二十九 鳥取県 五 島根県 五
大阪府 ①六百九十一 ②約五・六パーセント 兵庫県 ①三百十七 ②約五・五パーセン 奈良県 ①百三十七 ②約七・四パーセン	死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号。以下単に「法」という。)第八条第一項においては、政令で定める地を管轄する都道府県知事は監察医を置くことができることとされており、ここにいう「政令で定める地」として、監察医を置くべき地域を定める政令(昭和二十四年政令第三百八十五号。以下単に「政令」という。)において、東京都の区、存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市が定められている。	平成二十七年 東京都 ①二千三百十四 ②約十一・五パーセント 神奈川県 ①五百六十六 ②約四・二パーセン	愛知県 ①零 ②零パーセント 大阪府 ①千三百一十一 ②約九・一パーセント 兵庫県 ①九百五十 ②約十六・五パーセント
和歌山県 ①百四十九 ②約十・九パーセント 鳥取県 ①三十一 ②約三・九パーセント 島根県 ①六十九 ②約七・三パーセント 岡山県 ①百四十一 ②約六・〇パーセン	平成二十五年から平成二十七年までの各年において警察が取り扱った死体のうち、法第八条第一項の規定による解剖を実施したもの①の数及び②警察が取り扱った死体の総数に占める割合を政令で定める監察医を置くべき地域を包括する都府県別にお示しすると、次のとおりである。	愛知県 ①零 ②零パーセント 大阪府 ①千三百一十一 ②約九・一パーセント 兵庫県 ①九百五十 ②約十六・五パーセント	また、監察医による解剖に係る予算及び費用負担については、国はその費用を負担しておらず、予算については政令で定められる地の存する都府県が定めるものであり、把握していない。
広島県 ①四十七 ②約一・四パーセント 山口県 ①百三十 ②約六・一パーセント 徳島県 ①五十七 ②約五・七パーセント 香川県 ①九十三 ②約六・九パーセント 愛媛県 ①百五十五 ②約四・八パーセント 高知県 ①六十五 ②約五・四パーセント 福岡県 ①三百三十六 ②約六・一パーセント	平成二十五年 東京都 ①二千三百二十九 ②約十一・三パーセント 神奈川県 ①千三百五十九 ②約十・七パーセント 愛知県 ①四 ②約〇・一パーセント 大阪府 ①千六百九十九 ②約九・一パーセント 兵庫県 ①九百六十六 ②約十三・七パーセント	平成二十五年から平成二十七年までの各年において警察が取り扱った死体のうち、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律(平成二十四年法律第三十四号。以下「死因・身元調査法」という。)第六条第一項の規定による解剖(以下「調査法解剖」という。)を実施した数を都府県別にお示しすると、次のとおりである。	三重県 七 滋賀県 十 京都府 六 大阪府 三十九 兵庫県 百九十五 奈良県 十六 和歌山県 二十九 鳥取県 五 島根県 五
佐賀県 ①七十八 ②約七・六パーセント 長崎県 ①九十九 ②約六・一パーセント 熊本県 ①八十二 ②約三・六パーセント 大分県 ①三十八 ②約三・一パーセント 宮崎県 ①六十二 ②約四・五パーセント 鹿児島県 ①百三十一 ②約六・七パーセント 沖縄県 ①二百十六 ②約十三・一パーセント	二の二)について	二の三)について	二の四)について

岡山県 二体	徳島県 七体
広島県 三三	香川県 二十九体
山口県 十三体	愛媛県 二十九体
徳島県 九体	高知県 二体
香川県 十九体	福岡県 四十八体
愛媛県 十三体	佐賀県 十五体
高知県 一体	長崎県 十一体
福岡県 四十体	熊本県 十体
佐賀県 二体	大分県 零体
長崎県 十九体	宮崎県 六体
熊本県 十七体	鹿児島県 八体
大分県 二体	沖縄県 二百十六体
宮崎県 四体	また、調査法解剖に要する経費は、都道府県
鹿児島県 二体	が支弁し、国がその一部を補助しているが、経
沖縄県 二十九体	費の総額は把握していない。
平成二十六年	二の四について
北海道 六体	調査法解剖については、解剖を実施しなけれ
青森県 十二体	ば、その死因が、災害、事故、犯罪その他市民
岩手県 四体	生活に危害を及ぼすものであるか否か明らかに
宮城県 二十四体	することができない場合に実施するものであ
秋田県 三三	る。どのような死体に対しこれを実施するか
山形県 三十四体	は、個別の事案に応じて総合的に判断する必要
福島県 十五体	があることから、警察庁としては、お尋ねの
茨城県 三十六体	「マニュアルやガイドライン」は示していない
栃木県 百十一体	が、都道府県警察においては、死因・身元調査
群馬県 七体	法の趣旨を踏まえ、適切に調査法解剖が実施さ
埼玉県 四十三体	れているものと認識している。
東京都 二百二十三体	二の五について
千葉県 十六体	政府としては、関係法令に基づき、解剖は適
神奈川県 三百八十八体	切に実施されているものと認識しているが、必
新潟県 七体	要な解剖が今後も確実に実施されることが重要
山梨県 十一体	と考えており、「死因究明等推進計画」に基づ
長野県 三三	き、解剖の実施体制の充実を含む各種施策を引
長野県 三三	き続き推進してまいりたい。
静岡県 五体	
富山県 一体	
石川県 三三	
福井県 二二	
岐阜県 二二	
愛知県 八十六体	
三重県 十二体	
滋賀県 十三体	
京都府 二十体	
大阪府 三十七体	
兵庫県 三百三十八体	
奈良県 二十四体	
和歌山県 五十一体	
鳥取県 二十八体	
島根県 九体	
岡山県 二二	
広島県 二二	
山口県 九体	
徳島県 九体	
香川県 三十三体	
愛媛県 二十三体	
高知県 一体	
福岡県 四十五体	
佐賀県 十四体	
長崎県 十五体	
熊本県 八体	
大分県 一体	
宮崎県 七体	
鹿児島県 十一体	
沖縄県 百四十七体	
平成二十七年	
北海道 十一体	
青森県 四体	
岩手県 二体	
宮城県 九十五体	
秋田県 五体	
山形県 二十九体	
福島県 十三体	
茨城県 五十体	
栃木県 六十六体	
群馬県 十一体	
埼玉県 五十一体	
東京都 三百五十体	
千葉県 十八体	
神奈川県 五百五十八体	
新潟県 十体	
山梨県 十二体	
長野県 十三体	
静岡県 六体	
富山県 二二	
石川県 三三	
福井県 三十四体	
岐阜県 五体	
愛知県 五十七体	
三重県 十一体	
滋賀県 二十三体	
京都府 十体	
大阪府 三十五体	
兵庫県 三百八十二体	
奈良県 十六体	
和歌山県 五十六体	
鳥取県 二十四体	
島根県 二十三体	
岡山県 三三	
広島県 一体	
山口県 二十五体	

三の(一)について

児童虐待による死亡事例については、地方公共団体からの報告に基づいて、厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において検証しており、その中で解剖の有無を把握した事例もあるが、児童虐待による死亡事例に係る解剖の有無について網羅的に把握していない。

三の(二)について

児童虐待による死亡事例について、御指摘の「報告書の五百八十二人」以外に存在する可能性は否定できないが、平成二十八年三月十日に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提言)」(以下「提言」という。)における指摘も踏まえ、児童(十八歳未満の者をいう。以下同じ。)の死亡事例の実態を統計的に正確に把握する方策について検討してまいりたい。

四の(一)について

臓器の移植に関する法律(平成九年法律第四号。以下「臓器移植法」という。)第六條第二項の規定に基づき脳死と判定された児童については、「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)(平成九年十月八日付け健康発第一三二九号厚生省保健医療局長通知別紙。以下「ガイドライン」という。)第五に基づき、虐待を受けた児童への対応のために必要な虐待防止委員会等の院内体制及び児童虐待の対応に関するマニュアルが整備されている臓器提供施設・臓器の提供者から臓器を摘出する医療機関をいう。以下同じ。)において、移植医療に係る業務に従事する者が虐待が行われた疑いの有無を確認することとされている。具体的に

は、平成二十一年度厚生労働科学研究費補助金による「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」において提示された「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル」及び日本小児科学会が作成した「子ども虐待診療の手引き」において示された手順を参考として、各臓器提供施設においてマニュアルを整備し、虐待が行われた疑いの有無の確認を行うこととなっている。

また、臓器移植法第六條第二項の規定に基づき脳死と判定された児童については、平成二十三年三月に厚生大臣が設置した脳死下での臓器提供事例に係る検証会議(以下「検証会議」という。)において、これまで十五例のうち五例について、ガイドラインに基づき虐待が行われた疑いの有無の確認が適切に行われたことを確認しており、残りの十例についても、順次検証会議による検証を行うこととしている。

四の(二)について

お尋ねの「すべての虐待死を積極的に発見するシステム」及び「原則として解剖して死因を検証する制度」の具体的な内容が必ずしも明らかではないが、提言において、「海外で行われているような子どもの全ての死の検証」を行うことができるようなモデル的取組を検討すべきである旨の指摘がされていることも踏まえ、児童の死亡事例の検証について、例えば諸外国の事例を参考にしたモデル事業等、予防可能な死亡から児童を守るために必要な取組について検討してまいりたい。

四の(三)について

死因究明は、社会全体が追求していくべき重要な公益性を有するものであり、政府において

は、「死因究明等推進計画」に基づき、関係府省庁間の調整を行うとともに、「死亡時画像読影技術等向上研修事業」をはじめとする施策の推進や死因究明等関連予算の確保等に努めている。引き続き、関係府省庁が連携し、「死因究明等推進計画」に盛り込まれた施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいりたい。

平成二十八年熊本地震災害関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

平成二十八年五月十八日

提出者 災害対策特別委員長 野田 聖子

平成二十八年熊本地震災害関連連義援金に係る差押禁止等に関する法律

1 平成二十八年熊本地震災害関連連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 平成二十八年熊本地震災害関連連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができる。

3 この法律において「平成二十八年熊本地震災害関連連義援金」とは、平成二十八年熊本地震による災害の被災者又はその遺族(以下この項において「被災者等」という。)の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった平成二十八年熊本地震災害関連連義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

理 由

平成二十八年熊本地震災害関連連義援金に係る拠出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら平成二十八年熊本地震災害関連連義援金を使用することができるようになるため、平成二十八年熊本地震災害関連連義援金について、差押えを禁止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律案

平成二十八年五月十八日

提出者 文部科学委員長 谷川 弥一

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「基本方針(第十三条)」を「基本方針等(第十三条・第十三条の二)」に改める。

第一条中「策定」を「策定等」に改める。

「第三章 基本方針」を「第三章 基本方針等」に改める。

第十三条に見出しとして「基本方針」を付する。

第三章中第十三条の次に次の一条を加える。

(国会への報告)

第十三条の二 政府は、大会が終了するまでの間、おおむね一年に一回、大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての報告を国会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況についての国会への報告について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律案
右の議案を提出する。

平成二十八年五月十八日

提出者

内閣委員長 西村 康稔

(趣旨) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律

第一条 この法律は、国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金等の支給に

ついで必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「国外犯罪行為」とは、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する行為(日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において行われたものを除く。)のうち、当該行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本の法令によれば罪に当たるもの(刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六條第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

2 この法律において「国外犯罪被害」とは、国外犯罪行為による死亡又は障害をいう。

3 この法律において「国外犯罪被害者」とは、国外犯罪被害を受けた者であつて、当該国外犯罪被害の原因となつた国外犯罪行為が行われた時において日本国籍を有する者(日本国外に生活の本拠を有し、かつ、その地に永住すると認められる者を除く。)をいう。

4 この法律において「障害」とは、負傷又は疾病が治つたとき(その症状が固定したときを含む。)における精神又は身体の障害で別表に掲げる程度のものをいう。

5 この法律において「国外犯罪被害弔慰金等」とは、第四条に規定する国外犯罪被害弔慰金又は国外犯罪被害障害見舞金をいう。

(国外犯罪被害弔慰金等の支給)

第三条 国は、国外犯罪被害者があるときは、この法律の定めるところにより、国外犯罪被害者又はその遺族(当該国外犯罪被害の原因となつ

た国外犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。)に対し、国外犯罪被害弔慰金等を支給する。

(国外犯罪被害弔慰金等の種類等)

第四条 国外犯罪被害弔慰金等は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

一 国外犯罪被害弔慰金 国外犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族(次条第三項及び第四項の規定による第一順位の遺族をいう。)

二 国外犯罪被害障害見舞金 国外犯罪行為により障害が残つた者

(遺族の範囲及び順位)

第五条 国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることができる遺族は、国外犯罪被害者の死亡の時にあって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 国外犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 国外犯罪被害者の収入によつて生計を維持していた国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖母及び兄弟姉妹

三 前号に該当しない国外犯罪被害者の子、父母、孫、祖母及び兄弟姉妹

2 国外犯罪被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が国外犯罪被害者の死亡の当時国外犯罪被害者の収入によつて生計を維持していたときにあつては同項第二号の子と、その他のときにあつては同項第三号の子とみなす。

3 国外犯罪被害弔慰金の支給を受けるべき遺族の順位は、第一項各号の順序とし、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 国外犯罪被害者を故意に死亡させ、又は国外犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によつて国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることができる遺族としない。国外犯罪被害弔慰金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる場合)

第六条 次に掲げる場合には、国家公安委員会規則で定めるところにより、国外犯罪被害弔慰金等を支給しないことができる。

一 国外犯罪被害者と加害者との間に親族関係(事実上の婚姻関係を含む。)があるとき。

二 国外犯罪被害者が、当該国外犯罪被害の原因となつた国外犯罪行為が行われた時において、正当な理由がなくて、治安の状況に照らして生命又は身体に対する高度の危険が予測される地域に所在していたとき。

三 国外犯罪被害者が国外犯罪行為を誘発したときその他当該国外犯罪被害につき国外犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があつたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、国外犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、国外犯罪被害弔慰金等を支

給することが社会通念上適切でない認められるとき。

(支給の制限)

第七条 国外犯罪被害者慰金等は、当該国外犯罪被害者に関し当該国外犯罪被害者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で国家公安委員会が定めるものが支給される場合には、支給しない。

(国外犯罪被害者慰金等の額)

第八条 国外犯罪被害者慰金の額は、国外犯罪被害者一人当たり二百万円とする。

2 国外犯罪被害者慰金の支給を受けるべき遺族が二人以上あるときは、国外犯罪被害者慰金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

3 国外犯罪被害者慰金の額は、国外犯罪被害者一人当たり百万円とする。

(裁定の申請)

第九条 国外犯罪被害者慰金等の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に申請し、その裁定を受けなければならない。

- 一 申請の時にいて日本国内に住所を有する場合 その者の住所を管轄する公安委員会
- 二 申請の時にいて日本国内に住所を有しない場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める公安委員会

イ いずれかの市町村(特別区を含む。ロに於いて同じ。)の住民基本台帳に記録されたことがある場合 その者が日本国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所の所在地を管轄する公安委員会

ロ いずれかの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない場合 その者の本籍地を管轄する公安委員会

2 前項第二号に掲げる場合における同項の申請は、当該申請を行う者の住所を管轄する領事官その他最寄りの領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。領事官を經由して申請を行うことが著しく困難である地域として国家公安委員会規則・外務省令で定める地域にあつては、国家公安委員会規則・外務省令で定める者とする。)

3 第一項の申請(以下「申請」という。)は、当該国外犯罪被害者の発生を知った日から二年を経過したとき又は当該国外犯罪被害が発生した日から七年を経過したときは、することができない。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から六月以内に限り、申請をすることができる。

(公安委員会等による援助)

第十条 国外犯罪被害者慰金等の支給を受けようとする者は、日本国内においては関係する公安委員会に、日本国外においては領事官に対し、申請に必要の援助を求めることができる。

第十一條 申請があつた場合には、公安委員会は、速やかに、国外犯罪被害者慰金等を支給し、又は支給しない旨の裁定を行わなければならない。

2 国外犯罪被害者慰金等を支給する旨の裁定が

あつたときは、当該申請をした者は、国外犯罪被害者慰金等の支給を受ける権利を取得する。

3 国外犯罪被害者について国外犯罪被害者慰金等を支給する旨の裁定があつた後に当該国外犯罪被害者が当該国外犯罪行為により死亡したときは、国は、当該国外犯罪被害者慰金の額の限度において、当該国外犯罪被害者の死亡に係る国外犯罪被害者慰金を支給する責めを免れる。

(国家公安委員会への情報提供等)

第十二条 外務大臣は、国外犯罪被害(国外犯罪被害に該当すると思量される死亡及び障害を含む。)(又は国外犯罪被害者(国外犯罪被害者に該当すると思量される者を含む。))に関する情報であつて前条第一項の裁定(以下「裁定」という。)に資するものとして国家公安委員会規則・外務省令で定めるものを取得したときは、これを国家公安委員会にできる限り速やかに提供するものとする。

2 国家公安委員会は、前項の規定により提供された情報を、関係する公安委員会に速やかに提供し得るものとする。

(裁定のための調査等)

第十三条 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、申請をした者(第三項において「申請者」という。)(その他の関係人)に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせることができる。

2 公安委員会は、裁定を行う必要があると認めるときは、外務省その他の公務所又は公私の団体に対し、必要な事項の報告その他の協力を求めることができる。

3 申請者が、正当な理由がなくて、第一項の規

定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、公安委員会は、その申請を却下することができる。

(国家公安委員会規則への委任)

第十四条 第三条から前条までに定めるもののほか、国外犯罪被害者慰金等の支給に関し必要な事項第九條第二項又は第十二條第一項の規定により外務大臣又は領事官が行う手続に関する事項を除く。は、国家公安委員会規則で定める。

(不正利得の徴収)

第十五条 偽りその他不正の手段により国外犯罪被害者慰金等の支給を受けた者があるときは、国家公安委員会は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた国外犯罪被害者慰金等の額に相当する金額を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

第十六条 国外犯罪被害者慰金等の支給を受ける権利は、これを行使することができる時から二年間行使しないときは、時効により消滅する。

(国外犯罪被害者慰金等の支給を受ける権利の保護)

第十七条 国外犯罪被害者慰金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十八条 租税その他の公課は、国外犯罪被害者慰金等として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(戸籍事項の無料証明)

第十九条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。)は、公安委員会又は国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者に対して、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、国外犯罪被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(事務の区分)

第二十條 第十條、第十一條第一項及び第十三條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(地方自治法の特例)

第二十一條 前條に規定する事務についての地方自治法第二百四十五條の四第一項及び第三項、第二百四十五條の七第一項、第二百四十五條の九第一項並びに第二百五十五條の二第一項の規定の適用については、同法第二百四十五條の四第一項中「各大臣(内閣府設置法第四條第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五條第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五條の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会法」、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第 号)と、同法

第二百四十五條の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会法」、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律」と、同法第二百四十五條の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。

(審査請求と訴訟との関係)

第二十二條 裁定の取消しを求める訴えは、当該裁定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(政令への委任)

第二十三條 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日等)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に行われた国外犯罪行為による死亡又は障害について適用する。

(検討)

第二條 政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三條 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第 号)

第十條、第十一條第一項及び第十三條の規定により都道府県が処理することとされている事務

(警察法の一部改正)

第四條 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條の四第一項中「及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)」を、「オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)」及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第 号)に改める。

第二十一條中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第三條に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

第三十七條第一項に次の一号を加える。
十三 第二十一條第二十三号に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に要する経費

(警察法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 この法律の施行の際現に前條の規定による改正前の警察法第十二條の四第一項に規定する専門委員(以下この条において「旧専門委員」という。)である者は、この法律の施行の日に、前條の規定による改正後の警察法第十二條の四第一項に規定する専門委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる専門委員の任期は、同條第

二項の規定にかかわらず、同日における旧専門委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表(第二條関係)

- 一 両眼が失明したもの
- 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 五 両上肢を肘関節以上で失つたもの
- 六 両下肢の用を全廃したもの
- 七 両下肢を膝関節以上で失つたもの
- 八 両下肢の用を全廃したもの
- 九 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

理 由

国外犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残つた日本国民に対する国外犯罪被害弔慰金等の支給について必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、平年度約五百万円の見込みである。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十八年五月十八日

提出者

内閣委員長 西村 康稔

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律

律

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第二条第四項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定を」を「特例認定を」に改める。

第十条第二項中「公告する」を「公告し、又はインターネットの利用により公表する」に、「二月間を」を「一月間」に改め、同条第三項ただし書中「一月を二週間」に改める。

第十四条の七第三項中「いう」の下に、第二十八條の二第一項第三号において同じ」を加える。

第二十八條第一項中「翌々事業年度を」その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度に改め、同条第二項中「並びに定款等」を「及び定款等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(貸借対照表の公告)

第二十八條の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法
二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告(電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。)

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができている状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することと足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間(第二号において「公告期間」という。)中公告の

中断(不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれたこととなつたこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。)が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知つた後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

第三十條中「三年間」を「五年間」に改める。

第四十一條第一項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第三章の章名中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第四十五條第一項第五号ロ中「同条第三項」を「及び同条第三項」に改め、「及び同条第四項の書類」を削り、同項第九号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第四十七條第一号イ中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定を」を「特例認定を」に改め、同条第二号中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第五十四條第二項中「翌々事業年度」を「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業

年度」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項の書類」を削り、同項を同条第四項とする。

第五十五條第二項中「又は海外への送金若しくは金銭の持出しを行うとき」及び「又は第四項を削る。

第五十六條中「同条第三項」を「若しくは同条第三項」に改め、「若しくは同条第四項の書類を削り、「三年間」を「五年間」に改める。

「第二節 仮認定特定非営利活動法人」を「第二節 特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第五十八條から第六十條までの規定見出しを含む中「仮認定を」を「特例認定」に改める。

第六十一條の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第一号中「仮認定を」を「特例認定」に改める。

第六十二條中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、「及び第二項」を削り、「三年間」との下に「同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」とを加え、「及び第四項」を削り、「三年が」を「五年が」に改め、「満了の日」との下に「第五十六條中「五年間」とあるのは「三年間」とを加える。

第六十三條第二項から第四項までの規定及び第六十四條第一項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第六十七條の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第二項第二号中「第五十四條第五項」を「第五十四條第四項」に改め、同条第三項及び第四項中「仮認定を」を「特例認定」に改める。

第六十九条中「仮認定」を「特例認定」に改める。
第七十二条の見出しを「(情報の提供等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。
第七十五条中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改める。

第七十七条中「仮認定」を「特例認定」に改める。
第七十八条第四号及び第五号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第八十条第四号中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同条第七号中「第三十一条の十第一項」を「第二十八条の第二項、第三十一条の十第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日
- 二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一條を加える改正規定及び第八十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(認証の申請に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法(以下「新法」という。)第十条第二項及び第三項(これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法(以下「旧法」という。)第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があつた場合については、なお従前の例による。

(事業報告書等に関する経過措置)

第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

(貸借対照表の公告に関する経過措置)

第四条 新法第二十八条の第二項の規定は、特定非営利活動法人(新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。)以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの(以下この項及び

次項において「特定貸借対照表」という。)については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の第二項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後当該特定非営利活動法人について合併があつた場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、第二号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。(認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置)

第五条 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

(役員報酬規程等に関する経過措置)

第六条 新法第五十四条第二項及び第五十六条(これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで(新法第六十二条において準用する場合を含む。)に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)に掲げる書類については、なお従前の例による。

(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)
第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六条(これらの規定を新法第六十二条において準用

する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項(新法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人(以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。)による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

(仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

(仮認定の申請に関する経過措置)

第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定の申請とみなす。

(地方税法及び租税特別措置法の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四十五条の二第二項ただし書及び第三百十七条の二第二項ただし書

二 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十号)第四十一条の十八の二第一項及び第六十六号の十一の二第二項

(処分等の効力)

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当するものがあるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家戦略特別区域法の一部改正)
第十四条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律

律第一百七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の三中「公告する」を「公告し、又はインターネットの利用により公表する」に、「二月間」を「一月間」に、「二月」を「二週間」に改める。

(政令への委任)

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十六条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動(新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。)を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理 由

特定非営利活動の一層の健全な発展を図るとともに、特定非営利活動法人の運営の透明性を確保するため、仮認定特定非営利活動法人の名称を特例認定特定非営利活動法人に改め、特定非営利活動法人の認証の申請手続における添付書類の縦覧期間を短縮し、及び認定特定非営利活動法人等の海外への送金又は金銭の持出しに係る書類の所轄庁への事前の提出を不要するとともに、特定非営利活動法人における事業報告書等の備置期間を延長し、及び特定非営利活動法人に対する貸借対照表の公告を義務付ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童福祉法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十八年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

児童福祉法等の一部を改正する法律

(児童福祉法の一部改正)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 定義(第四条―第七条)」を「第一節 国及び地方公共団体の責務(第三条の第二節 定義(第四条―第七条))」に、「第二節 児童福祉司」を「第六節 児童福祉司」に、「第五節 児童委員」を「第七節 児童委員」に、「第六節 保育士」を「第七節 保育士」に、「第三十三條の九」を「第三十三條の九の二」に改める。

第一条を次のように改める。
第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条に第一項及び第二項として次の二項を加える。
全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に程度に応じて、その意

見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

第一章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とする。

第十三条第三項中「基いて」を「基ついて」に改め、同条第四項中「政令の定めるところにより」を削り、「前項」を「第四項」に改め、同条第五項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者でなければならない。

前項の指導及び教育を行う児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

第十三条第一項の次に次の一項を加える。

児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

第十四条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第一章第四節を同章第五節とする。

第十条第一項第三号中「応じ」を「応ずること並びに」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

第十一条第一項第二号二中「基ついて」の下に「心理又は児童の健康及び心身の発達に関する

専門的な知識及び技術を必要とする指導その他を加え、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

第十二条第二項中「及び」を「並びに」に改め、「ホまで」の下に「及び第三号」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士との配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

第十二条の三第四項を削り、同条に次の二項を加える。

判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

指導をつかさどる所員の中には、次の各号に掲げる指導の区分に応じ、当該各号に定める者が含まなければならない。

一 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者
二 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 医師

又は保健師

第一章第三節を同章第四節とする。

第八条第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、第一項本文及び第二項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第九条第一項中「委員は」の下に、「児童福祉審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができたる者であつて、かつ」を加え、同条第三項中「臨時委員は」の下に、「前項の事項に関し公正な判断をすることができたる者であつて、かつ」を加える。

第一章第二節を同章第三節とする。

第六条の三第四項中「特別区を含む。以下同じ。」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第一章中第一節を第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節 国及び地方公共団体の責務

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育する

ことが適當でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第三条の三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。第二十一条の十の四の次に次の一条を加える。

第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十三条第一項中「加えなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第四項中「又は第二十六条第一項第四号」を「若しくは第二十六条第一項第四号又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の二に改める。

第二十五条に次の一項を加える。

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による通告をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第二十五条の六、第二十五条の七第一項及び第二十五条の八中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第二十六条第一項中「第二十五条の規定を「第二十五条第一項の規定に改め、同項第二号中「保護者」の下に「児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、」を、「又は」の下に「市町

村」を加え、「若しくは都道府県」を「都道府県」に、「又は特定相談支援事業を」若しくは特定相談支援事業に、「指導を委託する」を「委託して指導させる」に改める。

第二十七条第一項第二号中「保護者」の下に「児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所に於いて、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、」を、「又は」の下に「市町村」を加え、「指導を委託する」を「委託して指導させる」に改める。

第三十条の二中「及び第四十八条を」第四十八条及び第四十八條の三に改める。

第三十三条第一項中「とる」を「採る」に、「児童に」を「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれていた環境その他の状況を把握するため、児童の」に、「加え、」を「行い、」に、「一時保護を加えさせる」を「当該一時保護を行わせる」に改め、同条第二項中「とる」を「採る」に改め、「至るまで」の下に、「児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれていた環境その他の状況を把握するため」を加え、「児童に」を「児童の」に、「加えさせ」を「行わせ」に、「一時保護を加える」を「当該一時保護を行う」に改める。

第三十三条の二第一項中「を加えた」を「が行われたに改め、同条第二項中「を加えた」を「が行われたに、」とる」を「採る」に改める。

第三十三条の二第二項中「を加えた」を「が行われた」に改める。

第三十三条の三第一項中「を加えている」を「が行われている」に、「且つ」を「かつ」に改め

る。

第二章第六節第三十三條の九の次に次の一条を加える。

第三十三條の九の二 国は、要保護児童の保護に係る事例の分析その他要保護児童の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとする。

第三十三條の十中「児童に」を「児童の」に、「加える業務」を「行う業務」に、「を加え、若しくは加えることを委託された」を「が行われた」に改める。

第三十三條の十四第二項中「加える」を「行う」に改める。

第四十八條の三を第四十八條の四とし、第四十八條の二の次に次の一条を加える。

第四十八條の三 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長並びに小規模住居型児童養育施設を行う者及び里親は、当該施設に入所し、又は小規模住居型児童養育施設を行う者若しくは里親に委託された児童及びその保護者に対して、市町村、児童相談所、児童家庭支援センター、教育機関、医療機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援その他の当該児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で養育されるために必要な措置を採らなければならない。

第五十六條第二項中「第六号の三」を「第六号の二」に、「及び」を「若しくは」に改め、同条第四項中「に規定する額」を「の規定による徴収金」に改め、同条第五項中「官公署に対し、必要な書類の閲覧又は」を「本人若しくはその扶養義務

者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは」に改める。

第六十二條第四号中「又は第二十四條の三十九第一項」を「若しくは第二十四條の三十九第一項」に改める。

第六十二條の六第二号中「又は第三項」を「若しくは第三項」に、「同項」を「これら」に改める。

第二条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「養育里親及び」の下に「養子縁組里親並びに」を加える。

第六條の三第一項を次のように改める。

この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。

一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等（第二十七條第一項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。次号において同じ。）であるもの（以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。）
二 学校教育法第五十條に規定する高等学校の生徒、同法第八十三條に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であつて、満二十歳に達した日から満二十二歳に達する日の属する年度の末日までの間にあつたもの（満二十歳に達する日の前日にお

いて児童自立生活援助が行われていた満二十歳未満義務教育終了児童等であつたものに限る。）のうち、措置解除者等であるもの（以下「満二十歳以上義務教育終了児童等」という。）
第六條の三第八項中「次条第一項を」次条に改める。

第六條の四を次のように改める。

第六條の四 この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

一 厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第三十四條の十九に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「養育里親」という。）
二 前号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養親となることを希望する者（都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。）のうち、第三十四條の十九に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下「養子縁組里親」という。）
三 第一号に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（当該要保護児童の父母以外の親族であつて、厚生労働省令で定めるところに限る。）のうち、都道府県知事が第二十七條第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるもの

第七条件第一項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に關し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

第十一条第一項第一号中「前条第一項各号」を「第十条第一項各号」に改め、同項第二号へを次のように改める。

へ 里親に關する次に掲げる業務を行うこと。

- (1) 里親に關する普及啓発を行うこと。
- (2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- (3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。
- (4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。
- (5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童

の養育に關する計画を作成すること。

第十一条第一項第二号に次のように加える。

ト 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。)その他の児童を養子とする養子縁組に關する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

第十一条第二項中「前条第一項各号」を「第十条第一項各号」に改め、同条第四項中「業務」の下に「(次項において「里親支援事業」という。)」を加え、同条第五項中「第一項第二号へに掲げる業務を「里親支援事業」に改める。

第十二条第二項中「同項第二号ロからホまで」を「同項第二号(イを除く。)」に改める。

第十三条第三項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「二年」を「二年」に改め、「者」の下に「であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の二を同項第四号とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

第二十一条の十の二第一項中「は、当該要支援児童等に対し」を「又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待

の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときはに改める。

第二十二條第三項、第二十三條第四項及び第二十四條第四項中「第二十六條第一項第四号」を「第二十六條第一項第五号」に改める。

第二十五条の二第二項中「要保護児童」の下に「(第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三條第八項に規定する保護延長者(次項において「延長者等」という。)を含む。次項において「延長者等」の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。以下)の下にこの項及び第五項においてを加え、「要保護児童等」を「支援対象児童等」に改め、同条第五項中「要保護児童等」を「支援対象児童等」に改め、「実施されるよう」の下に「厚生労働省令で定めるところにより」を、「行う者」の下に「母子保健法第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センター」を加え、同条第六項中「要保護児童対策調整機関」を「市町村の設置した協議会(市町村が地方公共団体(市町村を除く。)と共同して設置したものを含む。に係る要保護児童対策調整機関に改め、「により」の下に「専門的な知識及び技術に基づき」を加え、「を置くように努めなければならぬ」を「(次項及び第八項において「調整担当者」という。)を置くものとす」に改め、同条に次の二項を加える。

地方公共団体(市町村を除く。)の設置した協議会(当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。)に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。

策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者を置くように努めなければならない。

要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

第二十五条の七第一項中「要保護児童等」を「要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(次項において「要保護児童等」という。)」に改め、同項第三号中「第三十三條の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うこと(以下「児童自立生活援助の実施」という。)」を「児童自立生活援助の実施に改め、同項第四号中「(平成十二年法律第八十二号)」を削る。

第二十五条の八中「次条第一項第三号」を「次条第一項第四号」に改める。

第二十六条第一項第七号中「子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業」を「放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法第五十九條第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 児童及び妊産婦の福祉に關し、情報を提供すること、相談(専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。)に応ずること、調査及び指導(医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を必要

第二十七条第一項第三号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第二十八條第四項中「及び第二号ただし書並びに」を「若しくは第二号ただし書又は」に、「次項において」を「以下」に改める。

第三十一条第二項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「又はその者」を「若しくはその者に」、「在所させる」を「在所させる」、又はこれらの措置を相互に変更する」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「に」規定する」を「の規定による」に、「第二十七条第一項第三号」を「第二十七条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第五項中「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

都道府県は、延長者（児童以外の満二十歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。）について、第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の措置を採ることができる。この場合において、第二十八条の規定の適用については、同条第一項中「保護者が、その児童」とあるのは「第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この条において「延長者の監護者」という。）が、その延長者と、「保護者に」とあるのは「延長者の監護者に」と、「当

一 満十八歳に満たないときにされた措置に

関する承認の申立てに係る児童であつた者であつて、当該申立てに対する審判が確定していないもの又は当該申立てに対する承認の審判がなされた後において第二十八条第一項第一号若しくは第二号ただし書若しくは第二項ただし書の規定による措置が採られていないもの

二 第二項からこの項までの規定による措置が採られている者(前号に掲げる者を除く)。

三 第三十三条第六項から第九項までの規定による一時保護が行われている者(前二号

第三十三条に次の五項を加える。

児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、次に掲げる措置を採るに至るまで、引き続き一時保護を行い、又は一時保護を行わせることができる。

一 第三十一条第四項の規定による措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二 児童自立生活援助の実施が適当であると認める満二十歳未満義務教育終了児童等は、これをその実施に係る都道府県知事に報告すること。

都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第二項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、児童相談所長をして、引き続き一時保護を行わせ、又は一時保護を行うことを委託させることができる。

児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第六項各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者（児童以外の満二十歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれていた環境その他の状況を把握するため、保護延長者の一時保護を行い、又は適當な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

一 満十八歳に満たないときにされた措置に
関する承認の申立てに係る児童であつた者
であつて、当該申立てに対する審判が確定
していないもの又は当該申立てに対する承
認の審判がなされた後において第二十八条
第一項第一号若しくは第二号ただし書若し
くは第二項ただし書の規定による措置が採
られていないもの

二 第三十一条第二項から第四項までの規定による措置が採られている者（前号に掲げる者を除く。）

都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、保護延長者の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができる。

第六項から前項までの規定による一時保護は、この法律の適用については、第一項又は第二項の規定による一時保護とみなす。

第三十三条の二第一項ただし書中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

第三十三條の四第五号中「児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等」を「当該児童が自立生活援助の実施に係る満二十歳未満義務教育を終了児童等又は満二十歳以上義務教育終了児童等」に改める。

第三十三條の六第一項中「義務教育終了児童等の」を「満二十歳未満義務教育終了児童等の」に、「義務教育終了児童等から」を「満二十歳未

満義務教育終了児童等から」に、「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に、「義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を児童自立生活援助」に改め、同条第二項中「前項に規定する義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改め、「同項に規定する」を削り、「当該義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改め、同条第三項中「義務教育終了児童等」を「満二十歳未満義務教育終了児童等」に改め、「第一項に規定する」を削り、同条第四項中「又は第二十六条第一項第五号」を「若しくは第二十六条第一項第六号」に改め、「受けた児童」の下に「又は第三十三条第六項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等」を加え、「その児童」を「これらの者」に改め、同条第五項中「義務教育終了児童等の第一項に規定する」を「満二十歳未満義務教育終了児童等の」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項から第三項まで及び前項の規定は、満二十歳以上義務教育終了児童等について準用する。この場合において、第一項中「行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第三項中「図らなければならない」とあるのは「図るよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

第三十三条の十及び第三十三条の十四第二項中「情緒障害児短期治療施設を児童心理治療施設」に改める。

第三章の章名中「及び」の下に「養子縁組里親並びに」を加える。

第三十四条の七中「第三十三条の六第一項」の下に「(同条第六項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三十四条の十九中「養育里親名簿」の下に「及び養子縁組里親名簿」を加える。

第三十四条の二十第一項中「養育里親」の下に「及び養子縁組里親」を加え、同条第二項中「養育里親」の下に「若しくは養子縁組里親」を、「当該養育里親」の下に「又は養子縁組里親」を、「養育里親名簿」の下に「又は養子縁組里親名簿」を加える。

第三十四条の二十一中「養育里親名簿」の下に「又は養子縁組里親名簿」を、「その他養育里親」の下に「又は養子縁組里親」を加える。

第四十三条の二中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「軽度の情緒障害を有する」を「家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となつた」に、「その情緒障害を治し」を「社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い」に改める。

第四十八条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第四十八条の二中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、「当該施設の所在する地域の住民に対して」を削り、「において」の下に「当該施設の所在する地域の住民につき」を加える。

第四十八条の三中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第五十条第七号中「情緒障害児短期治療施設」

を「児童心理治療施設」に改め、同条第七号の三中「児童自立生活援助の実施」を「児童自立生活援助満二十歳未満義務教育終了児童等に係るものに限る。」の実施に改める。

第五十六条第二項中「若しくは第三号」を「から第五号まで」に改め、同条第五項中「若しくは第三項」を削り、同条第六項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同条第七項中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、「又は第三項」を削り、同条第三項を削る。

第五十九条の四第一項中「設置する市」の下に「特別区を含む。以下この項において同じ。」を加える。

(売春防止法の一部改正)

第三条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第四項を削る。

第三十六条の次に次の一条を加える。

(婦人相談所長による報告等)

第三十六条の二 婦人相談所長は、要保護女子であつて配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村(特別区を含む。)の長に報告し、又は通知しなければならない。

第三十七条中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削る。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)

第四条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

改正する。

第三条の二第一項中「同法第四十四条の二第一項」を「売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十五条第一項に規定する婦人相談員、児童福祉法第四十四条の二第一項」に改める。

第八条第三項を削り、第四項を第三項とする。

(母子保健法の一部改正)

第五条 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「母子保健施設」を「母子健康包括支援センター」に改める。

第五条第二項中「当たつては」の下に「当該施設が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意すること」に「を」を加える。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 母子健康包括支援センター

第二十二条第一項中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うことにより、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。

二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。

三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。

四 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。

五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと(前各号に掲げる事業を除く)。

第二十二条に次の一項を加える。

3 市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の保健指導を行うに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)
第六条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第七項中「良好な家庭的環境」を「家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)」に改める。

第六条第二項中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第八条第二項中「又は第二十五条の八第一号」を「若しくは第二十五条の八第一号」に、「による一時保護を行う」を「により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせる」に改める。

第九条の三第一項中「前条第一項の規定により

る出頭の求めに応じない」を「正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の入入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した」に、「又はその」を「又はその」に改め、同条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「及び前条第一項の規定による出頭の求めに応じなかったこと」を削る。

第十条第一項中「又は一時保護を行おうと」を「を行おうとする場合、又は同項の一時保護を行おうとし、若しくは行わせよう」とに改める。

第十一条第一項中「良好な家庭的環境」を「家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。)」に改め、同条第四項中「児童に」を「児童の」に、「加えさせ」を「行わせ」に、「一時保護を加える」を「当該一時保護を行う」に改める。

第十二条の二第一項中「一時保護を行う」を「の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせる」に改め、同条第二項中「行つた」の下に、「又は行わせた」を加える。

第十二条の三中「により」を「により、」に、「場合」を「又は適当な者に委託して、一時保護を行わされている場合」に、「場合を」を「又は行わされている場合」に改める。

第十三条の見出し中「解除」を「解除等」に改め、同条に次の三項を加える。

2 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に對し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第十三条の四を第十三条の五とする。

第十三条の三中「機関」の下に「及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他の児童の医療、福祉又は教育に係る機関(地方公共団体の機関を除く。並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者)を加え、同条を第十三条の四とする。

第十三条の二を第十三条の三とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(施設入所等の措置の解除時の安全確認等)
第十三条の二 都道府県は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置若しくは行われた一時保護を解除するとき又は当該児童が一時的に帰宅するときは、必要と認める期間、市町村、児童福祉施設その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、当該児童の家庭を継続的に訪問することにより当該児童の安全の確認を行うとともに、当該児童の保護

者からの相談に応じ、当該児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第十四条第一項中「その」を「民法明治二十九年法律第八十九号(第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の)」に改める。

第十五条中「明治二十九年法律第八十九号」を削る。

第十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「罰則」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十八条 第十三条第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七条 児童虐待の防止等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「いう」の下に、「第十六条において同じ」を加える。

第八条第二項中「同法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせる」を「次に掲げる措置を採る」に改め、同項に次の各号を加える。

一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。

三 当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等(以下この号において「保育の利用等」という。)が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

第八条第三項中「措置」の下に「市町村若しくは」を加える。

第十条第一項中「同項」を「同項第一号」に改める。

第十三条の三第一項中「(平成二十四年法律第六十五号)」を削る。

第十八条中「第十三条第四項」の下に「(第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」を加え、同条を第十九条とする。

第十七条の前の見出しを削り、同条中「十二条の四第一項」の下に「(第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「同条第二項」を「第十二条の四第二項(第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。)」に、「同条

第一項」を「第十二条の四第一項」に改め、同条を第十八条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の一条を加える。

(延長者等の特例)

第十六条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者(以下この条において「延長者」という。)、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者(以下この項において「延長者の監護者」という。)、及び延長者の監護者がその監護する延長者について行う次に掲げる行為(以下この項において「延長者虐待」という。)については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十一条第一項から第三項まで及び第五項、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。

一 延長者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 延長者にわいせつな行為をすること又は延長者をしてわいせつな行為をさせること。

三 延長者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者の監護者としての監護を著しく怠ること。

四 延長者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
2 延長者又は児童福祉法第三十三条第八項に規定する保護延長者(以下この項において「延長者等」という。)、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者(以下この項において「延長者等の監護者」という。)、及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為(以下この項において「延長者等虐待」という。)については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第六項から第九項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第十一条第四項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

一 延長者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 延長者等にわいせつな行為をすること又は延長者等をしてわいせつな行為をさせること。

三 延長者等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者等の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その

他の延長者等の監護者としての監護を著しく怠ること。

四 延長者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者等が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条のうち児童福祉法の目次の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第二条に第一項及び第二項として二項を加える改正規定、同法第一章第六節を第七節とし、第五節を第六節とする改正規定、同法第四節を同法第五節とする改正規定、同法第十条第一項の改正規定、同法第十一条第一項に一号を加える改正規定、同法第三節を同法第四節とする改正規定、同法第二節を同法第三節とする改正規定、同法第六条の三第四項の改正規定、同法第一章第一節を第二節とし、同節の前に一節を加える改正規定、同法第二十三条第一項、第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十三条第一項及び第二項、第三十三条の二第一項及び第二項、第三十三条の二の二第一項並びに第三十三条の三第一項の改正規定、同法第二章第六節中第三十三条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第三十三条の十、第三十三条の十四第二項及び第五十六条第四項の改正規定、第四条中母子及び父子並びに寡婦福祉法第三条

の二第一項の改正規定、第五条中母子保健法

第五条第二項の改正規定並びに第六条中児童

虐待の防止等に関する法律第四条第一項及び

第七項、第八条第二項、第十条第一項、第十

一条第一項及び第四項、第十二条の二、第十

二条の三、第十四条第一項並びに第十五条の

改正規定並びに附則第四条、第八条及び第十

七条の規定並びに附則第二十一条中国家戦略

特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十

二条の四第一項及び第八項の改正規定(同条

第一項及び第八項中「第一章第六節」を「第

一章第七節」に改める部分に限る。)公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除

く)、第三条の規定(売春防止法第三十五条

第四項を削る改正規定を除く。)及び第六条の

規定(同号に掲げる改正規定を除く。)並びに

附則第九条の規定、附則第十八条中子ども・

子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

附則第六条第二項の改正規定及び附則第二十

一条の規定(前号に掲げる改正規定を除

く。)平成二十八年十月一日

(検討等)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、児

童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組

制度の利用促進の在り方について検討を加え、

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと

する。

2 政府は、この法律の施行後速やかに、児童福

祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童

(次項において「要保護児童」という。)を適切に

保護するための措置に係る手続における裁判所

の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘

案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要

な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後二年以内に、児童

相談所の業務の在り方、第一条の規定による改

正後の児童福祉法第二十五条第一項の規定によ

る要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦

の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上

を図るための方策について検討を加え、その結

果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法

律の施行後五年を目途として、この法律による

改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案

し、改正後の各法律の規定について検討を加

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるも

のとする。

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途と

して、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七

号)第二百五十二条の二十二第一項の中核市及

び特別区が児童相談所を設置することができ

よう、その設置に係る支援その他の必要な措置

を講ずるものとする。

(養子縁組里親に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定に

よる改正前の児童福祉法(附則第六条において

「旧法」という。)第六条の四第一項に規定する里

親であつて、この法律の施行の日(以下この条

において「施行日」という。)の前日までに厚生労

働省令で定めるところにより第二条の規定によ

る改正後の児童福祉法(以下「新法」という。)第

六条の四第二号に規定する養子縁組里親(以下

この条において「養子縁組里親」という。)となる

ことを希望する旨の申出をしたもの(その者又

はその同居人が新法第三十四条の二十第一項各

号(同居人にあつては、同項第一号を除く。)の

いずれかに該当するものを除く。)については、

施行日から起算して一年間に限り、養子縁組里

親とみなす。

(児童福祉司に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に任用されている

児童福祉司は、新法第十三条第三項の規定によ

り任用された児童福祉司とみなす。

(情緒障害児短期治療施設に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する旧法第四

十三条の二に規定する情緒障害児短期治療設

施は、新法第四十三條の二に規定する児童心理治

療施設とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰

則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法

律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する

経過措置を含む。)は、政令で定める。

(少年法の一部改正)

第九条 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)

の一部を次のように改正する。

第六条の六第三項中「第二十五条」を「第二十

五条第一項」に改める。

(身体障害者福祉法等の一部改正)

第十条 次に掲げる法律の規定中「第三十一条第

四項」を「第三十一条第五項」に、「に規定する措

置」を「の規定による措置」に改める。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二

百八十三号)第九条第三項

二 知的障害者福祉法(昭和三十一年法律第三

十七号)第九条第三項

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

支援するための法律(平成十七年法律第二百二

十三号)第十九条第四項及び附則第二条第二

項

(地方税法等の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「第六条の四

第一項」を「第六条の四」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六

号)第二十三条第一項第八号及び第二百九十九

条第一項第八号

二 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百

三十八号)第四条第二項第二号

三 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二

条第一項第三十四号

(社会福祉法等の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「情緒障害児

短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め

る。

一 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

第二条第二項第二号

二 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和

三十六年法律第五十五号)第二条第一項第一

二号

三 地震防災対策強化地域における地震対策緊

急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関

する法律(昭和五十五年法律第六十三号)別表

第一及び別表第二

四 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第

百一十一号)別表第一及び別表第二

五 持続可能な社会保障制度の確立を図るため

の改革の推進に関する法律(平成二十五年法

律第一百二十二号)第三条第一項第三号

(住民基本台帳法の一部改正)

第十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律

第八十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月十九日 衆議院会議録第三十四号

児童福祉法等の一部を改正する法律案及び同報告書

三十七

別表第二の五の二の項中「若しくは第三項」を削り、「同条第八項若しくは第九項」を「同条第七項若しくは第八項」に改め、同表の五の四の項中「児童相談所を設置する市」を「児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市」に、「第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録」を「第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定」に、「の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「同条第六項において準用する場合を含む。」の児童自立生活援助の実施」に改める。

別表第三の七の二の項中「第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録」を「第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定」に、「の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「同条第六項において準用する場合を含む。」の児童自立生活援助の実施」に改める。

別表第四の四の二の項中「若しくは第三項」を削り、「同条第八項若しくは第九項」を「同条第七項若しくは第八項」に改め、同表の四の四の項中「第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録」を「第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定」に、「の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「同条第六項において準用する場合を含む。」の児童自立生活援助の実施」に改める。

別表第五第八号の二中「第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録」を「第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定」に、「の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「同条第六項において準用する場合を含む。」の児童自立生活援助の実施」に改める。

録」を「第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定」に、「の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援」を「同条第六項において準用する場合を含む。」の児童自立生活援助の実施」に改める。

第十四条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第三項第一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改め、同項第二号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第二十一条第一項中「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」に改め、「徴収する費用」の下に「(同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。)」を加え、同条第二項中「第五十六条第八項各号又は第九項各号」を「第五十六条第七項各号又は第八項各号」に改める。

第二十二條第一項中「第五十六条第三項」を「第五十六条第二項」に改め、「規定により費用」の下に「(同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。)」を加え、「同条第八項若しくは第九項」を「同法第五十六条第七項若しくは第八項」に改め、「徴収する費用」の下に「(同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。)」を加え、「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

(雇用保険法の一部改正)
第十五条 雇用保険法(昭和四十九年法律第一百六号)の一部を次のように改正する。
第六十一条の四第一項中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該被保険者が養子縁組によつて養親となることを希望している者」を削る。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)
第十六条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該労働者が養子縁組によつて養親となることを希望している者」を削る。

(家事事件手続法の一部改正)
第十七条 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
第二百三十九条中「加えられている」を「行われている」に改める。

(子ども・子育て支援法の一部改正)
第十八条 子ども・子育て支援法の一部を次のように改正する。
第五十九条第八号中「同条第二項」を「同法第二十五条の七第一項」に改める。

附則第六條第二項中「第十三条の二第二項」を「第十三条の三第二項」に改める。
(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第十九条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「以下」の下に「この条において」を加える。

第八条中「新児童福祉法」を「児童福祉法」に、「第五十六条第八項及び第九項」を「第五十六条第七項及び第八項」に改め、「第三十六条の規定による改正後の」を削り、「第五十六条第八項第一号」を「第五十六条第七項第一号」に、「同条第九項第二号」を「同条第八項第二号」に改める。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)
第二十条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七の項及び別表第二の八の項中「里親の認定、養育里親の登録」を「養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定」に改める。

(国家戦略特別区域法の一部改正)
第二十一条 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。
第十二条の四第一項及び第八項中「第一章第六節」を「第一章第七節」に、「第四十八条の三第二項」を「第四十八条の四第二項」に改める。

理 由
全ての児童の健全な育成を図るため、児童の福祉を保障するための原理の明確化、児童相談所の体制の整備、児童福祉法による施設入所等の措置の対象となる者の範囲の拡大等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、全ての児童の健全な育成を図るため、児童の福祉を保障するための原理の明確化、児童相談所の体制の整備、児童福祉法による施設入所等の措置の対象となる者の範囲の拡大等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 児童福祉法の理念を明確化し、全て児童は、適切に養育されること、その心身の健全な成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有すること等を規定すること。
- 2 国及び地方公共団体は、児童が家庭で心身ともに健やかに養育されるよう、保護者を支援するとともに、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合には、児童が家庭と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、母子保健に関する施策が乳幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資することに留意するものとする。
- また、母子健康センターが行う事業を見直し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うこととし、その名称を母子健康包括支援センターに変更すること。
- 4 市町村の業務として児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うことを規定するとともに、当該業務に必要な拠点の整備に努めなければならないものとする。
- 5 市町村の設置した要保護児童対策地域協議

会に係る調整機関は、専門的な知識等に基づき事務を適切に行うことができる者を置くものとする。

- 6 都道府県は、児童相談所に児童心理司、医師又は保健師、他の児童福祉司の指導及び教育を行う児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
 - 7 政令で定める特別区は児童相談所を設置するものとする。
 - 8 里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談に応じ、援助を行うことを都道府県の業務として位置付けるものとする。
 - 9 児童自立生活援助等の対象者の範囲を拡大し、大学の学生等であつて満二十二歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるものを追加する等の措置を講ずること。
 - 10 この法律は、一部を除き、平成二十九年四月一日から施行すること。
- 二 議案の可決理由
- 全ての児童の健全な育成を図るため、児童の福祉を保障するための原理の明確化、児童相談所の体制の整備、児童福祉法による施設入所等の措置の対象となる者の範囲の拡大等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。
- なお、本案に対し、民進党・無所属クラブより、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、国及び地方公共団体の責務に妊産婦を支援することを加えること、要支援児童等と思われる者を把握したときに当該者の情報を市町村に提供しよう努めなければならない

者として、歯科医師を明記すること等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

右報告する。

平成二十八年五月十八日

厚生労働委員長 渡辺 博道

衆議院議長 大島 理森殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 二 三六円 二二〇円